平成 25 年度事前分析表

	~	ージ
政策 1	国家公務員の人事管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
政策2	適正な行政管理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
政策3	行政評価等による行政制度・運営の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
政策4	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等・・・・・・・・・・・・1	2
政策5	地域振興(地域力創造) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	5
政策6	地方財源の確保と地方財政の健全化・・・・・・・・・・・・・1	7
政策7	分権型社会を担う地方税制度の構築・・・・・・・・・・・・・・1	9
政策8	選挙制度等の適切な運用・・・・・・・・・・・・・・・・・2	0
政策 9	電子政府・電子自治体の推進・・・・・・・・・・・・・・・2	2
政策 10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進・・・・・・・・・・・・・2	. 7
政策 11	情報通信技術高度利活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・2	9
政策 12	放送分野における利用環境の整備・・・・・・・・・・・・・・3	4
政策 13	情報通信技術利用環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・3	5
政策 14	電波利用料財源電波監視等の実施・・・・・・・・・・・・・・3	7
政策 15	ICT分野における国際戦略の推進・・・・・・・・・・・・・・・4	0
政策 16	郵政民営化の確実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	2
政策 17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・4	4
政策 18	恩給行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	6
政策 19	公的統計の体系的な整備・提供・・・・・・・・・・・・・・・4	. 7
政策 20	消防防災体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・4	9

(総務省25-①)

政策名 ^(※1)		:国家公務員の人事管							作成責任者名	人事・恩給局総務課長 稲山 文男
政策の概要	取組を め、職 組を行	正な運用、職員の再源 通じて的確な人事管理 員の仕事と生活の調和 う。	管理の徹底、多様な人材の確保と対 就職に関する情報公開等適正な退野 里を推進する。また、公務員が持っ 知(ワーク・ライフ・バランス)の	戦官垤の てる能力 の推進、	推進及び職員の高齢化への を十分発揮できる環境を整 職員の能力開発・啓発の推	対応等の 備するた 進等の取		人事・恩給局 総務課 他3課室	分野【政策体系 上の位置付け】	1] 政议单・1] 政建呂
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	的確な. い行政・	人事管理を推進し、公剤 サービスを実現する。	務員が持てる能力を十分発揮できる	環境を整	備するとともに、国家公務員制	制度改革を	推進することにより	リ、国民の信頼を確保しつつ、質の高	政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策目標		測定指標	基準(値)	(※2) I I基準年度	· 目標(値)	╷ 目標年度 		測定指標の選定理由及び	目標(値)(水準・目	目標年度)の設定の根拠
能力及び実績に基づく人事管 理を徹底すること		価者講座の受講者数 本府省庁課室長級)	494人	 24年度 	500人以上	」 25年度	価者の目線合わせ 長級対象コースを 各本府省庁の中根 講に努めてきたと	せ」を目的とした「評価者講座」を を設けている。 区にあり、人事管理上重要な位置を ころであり、本年度も過去の最高 巴握することにより、来年度以降業	を平成21年度から を占めている課室 高水準以上を目標	つ公正に実施される必要があることから、「評開催しており、平成23年度から本府省庁の課室 長級の全数受講を目指し、これまで最大限の受 とする。なお、今年度からは、受講者の在職年 講に力点を置くなど、取組の重点化に向けて活
	2 基	づく任用の状況の	平成25年1月29日に、平成23年 度の任用の状況に係るフォロー アップの結果を公表	 24年度 	フォローアップの着実な 実施	+ Ⅰ Ⅰ25年度 Ⅰ)状況についてフォローアップを行い、その実態 図ることにも資するものであるため指標として設
	3 用た	的障害者等が一般雇 に向けて経験を積む めの「チャレンジ雇 」の推進状況	2名以上の府省庁等が6府省庁 (平成25年3月1日現在)	 24年度 	各府省庁等において 2 名 以上	l 1 25年度 I I	れるため指標とし	「推進されることにより、各府省等 して設定(平成24年度実績を基準と 〒の「チャレンジ雇用」による雇用	こして、目標値を	
多様な人材を確保し活用すること	4 実	種人事交流の推進と	下記のとおりフォローアップの 結果を公表 (府省間人事交流の実施状況) 平成24年8月10日公表 (国と地方公共団体との間の人 事交流状況) 平成25年1月29日公表 (民間から国への職員の受入状況) 平成25年2月5日公表	I I I I 24年度 I I I	フォローアップの着実な 実施	I I I I 25年度 I I I		進進し、その状況についてフォロ- ら資するものであるため指標として		: は、官民の相互理解、人材育成、多様で有為な
国家公務員給与等の改定及び 退職手当制度の適正な運用を 行うこと	5 職	般職給与法及び特別 給与法に係る検討の 実な実施及び関係法	平成24年8月8日 人事院勧告 8月10日 第1回給与関係閣僚 会議開催 11月16日 第2回給与関係閣僚 会議開催 平成25年1月24日 第3回の 会議開催 平成25年1月24日 第3所 のの で 関係関連 のの で で で で で の の の の の の の の の の の の の	I I I I I 24年度 I I I	一般職給与法改正法案等 必要な法案を平成25年度 中に国会に提出	 25年度 	て、国政全般の観対応する必要があ より平成24年4月	見点から検討を行った上で公務員の あること、平成24年2月29日に成立 引から平成26年3月まで給与減額3 合与の在り方について検討し適切し	D給与に関する取 なした「国家公務 支給措置を講じて	事院勧告が出された場合、人事院勧告を踏まえ 双扱方針を閣議決定し、政府方針に基づき適切に 弱員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に だおり、給与改定・臨時特例法の期限が切れる平 があることから、目標として設定(平成24年度実
	6 の 考	坦陸をの出海生を会	「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」の未施行部分について公布日(平成24年11月26日)から1年以内に施行	+ 24年度 	国家公務員退職手当法改 正法が定める施行期限 (平成25年11月25日) ま でに関係する政省令等を 整備	 25年度 		F当法については、平成24年度にる るため、関係する政省令等を整備す		、早期退職募集制度について、平成25年11月25 とから、目標として設定。

	7	再就職情報の閣議報告	・平成24年6月22日(同年1月1日~3月31日分)、同年9月7日(同年4月1日~6月30日分)、同年12月7日(同年7月1日~9月30日分)、平成25年3月26日(平成24年10月1日~12月31日分)にそれぞれ閣議報告し、公表・平成24年9月7日に平成23年度分を公表	I I I I I 24年度 I I I	閣議報告及び公表の着実な実施	I I I I 25年度 I I I	適正な退職管理を推進し、公務の公正性及びこれに対する国民の信頼を確保するために、職員の再就職に関する情報公開が重要であるところ、国家公務員法において、再就職情報の内閣一元管理・公表の実施が規定されていることから、指標として設定(平成24年度実績を基準として、目標を設定)。また、同様に、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)等において、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の実施が定められていることから、指標として設定(平成24年度実績を基準として、目標を設定)。
職員の再就職に関する情報公 開等適正な退職管理を推進す るとともに、中高年期の職員 の活用を図ること	8	に就いている退職公務	平成24年12月7日に平成24年度 における独立行政法人等の役員 に就いている退職公務員等の状 況を公表	I 24年度 	公表の着実な実施	I I I 25年度 I	
	9	再任用職員数	5,948人 (平成24年度における予定数)	I I 24年度 I	前年度実績を上回る数また、閣議決定を踏まえ再 任用制度の活用状況を把 握	 25年度 	平成25年度定年退職者の雇用と年金の接続を円滑に図るため、国家公務員の雇用と年金の接続について(平成25年 3月26日閣議決定)等を踏まえ、同定年退職者を円滑に再任用する等、再任用制度の適切な運用が重要であること から、指標として設定(平成24年度実績を基準として、目標値を設定)。 また、職員が自ら退職後の新しい生活に備え生活設計を行っていくことが重要であるところ、その支援を行い、公
	10	人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者に対するアンケート調査結果(有効であると回答した者の割合)	参加者の80%	I I I I 24年度 I I	参加者の90%超	I I I 25年度 I I	務組織の活力維持に向け、高齢期の職員の意識改革の推進を図る方策として「退職準備プログラム」を実施。「国家公務員の雇用と年金の接続について」を踏まえ、これを着実に推進していくため、退職準備プログラム等担当者等講習会における講義内容の充実を図るとともに、早期退職募集制度の導入に伴い、40歳代職員を対象とするキャリア支援を念頭に置いた講習を検討・実施し、より効果的なプログラムを実施していく必要があるため、費用対効果を意識した上での有効性等に関するアンケート調査結果を指標として設定。 【参考】人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者数:944人(平成24年度)
職員の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バラン ス)を推進すること	11	育児休業取得促進のための啓発講演会の参加者に対するアンケート調査結果(参考になったと回答した者の割合)	91. 4%	I I I 24年度 I	前年度水準以上	I I I I 25年度 I	男性職員等を対象とした啓発講演会やパンフレット等の啓発活動を有意義にすることは、男性職員の育児休業等の取得を促進し仕事と生活の調和を実現することにつながるため指標として設定(平成24年度実績を基準として、目標値を設定(前年度水準以上))。 【参考】育児休業取得促進のための啓発講演会の参加者数:221人(平成24年度)
職員の能力開発・啓発を推進すること	12	各種啓発事業の参加者 に対するアンケート調 査結果(有効であると 回答した者の割合)		I I I 24年度 I I I I I	各事業とも平成24年度と 同等以上の高水準の有効 性を目指す 高水準のアンケート調査 結果を踏まる向上		各省幹部懇話会実施回数: 5回、参加者数: 86人、アンケート回答数: 71人官民幹部合同セミナー実施回数: 2回、参加者数: 31人、アンケート回答数: 39人内閣重要政策研修実施回数: 2回、参加者数: 113人、アンケート回答数: 109人管理職員プロフェッショナルセミナー実施回数: 2回、参加者数: 21人、アンケート回答数: 20人新任管理者合同セミナー実施回数: 1回、参加者数: 291人、アンケート回答数: 275人新任管理者基本セミナー実施回数: 11回、参加者数: 764人、アンケート回答数: 722人人事及び労務管理者啓発課程実施回数: 1回、参加者数: 15人、アンケート回答数: 15人国家公務員合同初任研修実施回数: 1回、参加者数: 633人、アンケート回答数: 626人

)心の健康づくりを推進 こと(自殺防止対策を含	13	各府省等の管理監督職員やカウンセラーを対象とする心の健康づくりのための講習会等の着実な実施	各種講習会等の受講会 (約3,900名) 各種講習会等の受講会 アンケート調査結果 (有効であると回答 合:97.1%)	者に対する	」 I I 24年度 I	各種講習会等につは、より多くの受募るとともに、新講習においても、 年度と同等以上のの有効性を目指す	講者を 設した 平成24	I I 25年度 I	メンタルヘルス対策については、各府省等の管理監督者及びカウンセラーが、職員策を含む。)を有効に推進できるよう、受講対象となる職員のニーズに合致したもが等を幅広く実施する必要があるため指標として設定。 なお、昨年度のアンケートの結果については、セミナー、講習会及びe-ラーニン評価を受けているが、さらに内容を考察し、平成25年度のe-ラーニングについてはつ上司としてのメンタルヘルスケア)の他、新たにスキルアップした講習(部下とり効果的な講習会等を実施していく。	マミナー、講習会及びe-ラーニン ッグについて、有効性として高いは、従来のラインケア(部下を持さの相談対応方法)を設定し、よ
			各府省等における職員 の心の健康づくり(自 殺防止対策を含む)施 策実施状況の把握	各府省等における施設 況の把握	策の実施状		着実な把握及び把定を踏まえた政府全施施策の見直し		25年度	政府全体を通じた職員の心の健康づくり(自殺防止対策を含む。)のより有効な持に行っている自殺防止対策等の実施状況の把握及びその結果を基にし、政府全体と要があるため、指標として設定。	
	達成引	-段		補正後予算額(執行額		(※3) 25年度		関連する		法は毛の心臓悪質	平成25年行政事業レビュー事業番
	(開始年度)		23年度	24年	F度	当初予算額	指標	達成手段の概要等		号	
(1)	人事管理推進事業(昭和	40年	=度)	138百万円 (73百万円)	I I 115百 I	万円	106百万円	1~14	重視した	6員制度の企画・立案及び人事管理に関する総合調整等を行うため、能力・実績を :人事制度の推進、公務部門における高齢者雇用の推進、多様な人材の確保の推進 「る調査研究や講習会等を実施していることから、施策目標の全てに関連する。	0001

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省25-②)

政策名 ^(※1)	政策 2 : 適正な行政管理の	実施				七	行政管理局(企画調整課、管理官 室)		企画調整課課長 横田 信孝 行政管理局管理官 菅原 希
	行政組織や行政運営の見直 総合的かつ効率的・効果的		各省に共通す	「る行政制度を管理することによ	り、行政の	1 担ヨ郡向秣至石	室)	分野【政策体系上の位 置付け】	行政改革・行政運営
				り、行政運営の改善・効率化を実現 行政の信頼性の確保及び透明性のF			政不服審査制度及び国の行政機関等	政策評価実施 予定時期	平成26年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	(※2) 「 — — — — 「 基準年度 I	目標(値)	(※3) 目標年度		測定指標の選定理由及び目標	『(値)(水準・目標年度)(の設定の根拠
	平成26年度機構・定員 等審査の状況	平成25年度定員審査結果 25年度末定員297,384人	I I I I 24年度 I I	各種の改革、業務見直しの結果 を反映した機構・定員等審査の 実施	· 25年度	課題に適切に対応を図ることにより 営の改善・効率	応できる体制整備と、政府における	行政改革の取組や情報 び定員配置の見直しを 、指標として設定。	の復興など、その時々の政府の重要 通信技術の活用等を踏まえた効率化 行っている。以上の取組は、行政運) ▲2,374人
ITを活用して行政サービスの 向上を進めるとともに行政運 営の効率化を実現すること	2 IT投資における効果の 状況	IT投資における効果を適切に評価できる仕組みの 在り方について検討を開始	 	IT投資における効果を適切に評価できる仕組みを検討した結果を踏まえ、政府全体を通じたより効率的・効果的なIT投資管理の実施を推進	l I 25年度 I	に評価できる仕組 として設定。 <備考> ・現在、IT戦略A	組みを明らかにすることは、行政運	営の効率化及び国民の 改革等についての検討	とが期待される効果を各府省が適切 利便性向上に資することから、指標 が行われており、今後、同本部にお
	3 新たなオンライン利用 に関する計画に基づく 施策の推進状況	費用対効果等を踏まえた オンライン利用範囲の見 直し及び重点手続に係る 業務プロセス改革につい て検討	I	・申請等手続に係る費用対効果 等を踏まえたオンライン利用範 囲の見直しの推進 ・オンライン重点手続に係る業 務プロセス改革の推進	I I I 25年度 I	続に係る業務に 務の在する 大に係るする 大に係るする 大にでする 大にのでする 大にのでする 大にのでする。 大いのでするとが 大いのでするとが 大いのでするとが ないのでするとが ないのでするとが ないのでするとが はいるとが ないのでする。 はいのででする。 はいのでする。 はいのでで。 はいのでで。 はいのでで。 はいのでで。 はいのでで。 はいのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ついて、制度全体を視野に入れつつ。 めた見直しを行う業務プロセス改革 から、指標として設定。 ライン利用に関する計画」(平成23: 等に応じて、それぞれオンライン利。	、手続に係る業務フロ を推進することは、行 年8月3日IT戦略本部 用範囲の見直しや業務	いるオンライン利用を含む申請等手一を分析し、その手続の必要性や業政運営の効率化及び国民の利便性向 決定)においては、手続所管府省がプロセス改革の成果指標の設定をする計画の計画期間が平成23年度から

	4	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合	41. 2%	I I I I 21年度 I I	平成21年度値以上		I I I I 27年度 I I	行政運営の適正化の観点から、標準処理期間を設定することは、申請の迅速な処理の確保に資することとなり、ひいては国民の権利利益の救済につながることから、指標及び目標値として設定(平成21年度実績値を基準として目標値を設定)。このため、施行状況調査の実施により、申請に対する処分のうち新設されたものに係る標準処理期間の設定状況を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ標準処理期間の設定を促すことにより、改善促進を図る。 ※標準処理期間については、設定することが困難な手続もあることから努力義務となっている。				
行政手続制度及び行政不服審 査制度の適正かつ円滑な運用 により、行政運営における公 正の確保及び透明性の向上並	n		新しい行政不服審査 の創設に向けた検討		行政不服審査法の改 立案及び国会への提		I I I 25年度 I	国民に広く申立ての道を開く行政不服審査制度は、国民から信頼される公正な行 50年を経て時代に即した見直しを進める必要があることから、指標及び目標とし				
びに簡易迅速な手続による国 民の権利利益の救済を図るこ と			始	 	新しい行政不服審査な施行	制度の適切	I I ^I 28年度 I	の中ではていていていてがして光直して正のかめた女がのかのことがら、日本次の日本とし	CRXCo			
		行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合	23.9% 国:32.0% (地方:15.7%	 - 21年度 	平成21年度値以上		I I I I 27年度 I I	「香請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、審査請求の処理を早期に進 の、処分の最終的な確定を進めることは、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営に資することから、指標及び目 「種として設定(平成21年度実績値を基準として目標を設定)。このため、行政機関からの照会に対し適切な対応を行う とや、施行状況調査の実施により処理期間の傾向を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ簡易迅速な手続 の実施を促すことにより、改善促進を図る。				
国の行政機関等の情報公開・ 個人情報保護制度の適正かつ	7	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関 : 99.9% 独立行政法人等:99	I I I .7%	平成23年度値以上(指す)	100%を目	I I I I 25年度 I I	政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内(原則30日以内。延長した場合には延長期 開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、また、施 査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を 度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を 平成23年度実績値を基準として目標値を設定)。				
円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等におけ る個人情報保護制度に おいて、個人情報の漏 えい等事案の件数(行 政機関及び独立行政法 人等)		! ! ! ! 4件 ! ! !	平成23年度値より減 を目指す)	少(10%減	, 25年度 	行政機関等における個人情報の漏えい等事案の件数を減らし、個人情報のの権利利益の保護につながると考えられるため、また、施行状況調査の実運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適より、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成23年定)。 ※左記の基準(値)及び目標(値)においては、配送を請け負った事業者除く。	施等により行政機関等における制度 正かつ円滑な運用を徹底することに 度実績値を基準として目標値を設			
達成毛	手段		補正後予算額	(執行額) (※4)	(※4)	関連する		L				
(開始年			23年度 I	24年度	当初予算額	指標		平成25年行政事業レビュー事業番号 				
(1) 行政管理実施事業(昭和21年度) ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組に		1 1 1 288百万円 (184百万円) 1 1	311百万円	286百万円	1~8	制定管独独業し行公司の合を行行・行運法、政関・のでは、	法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、 法人の業務運営を適正化。 ステム最適化計画及びオンライン利用拡大行動計画に基づく取組を推進 運営を合理化・効率化及び国民の利便性を向上。 り基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報 行政機関個人情報保護法等)に関する施行状況調査の実施、制度の適正な いての各行政機関等に対する普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周	0002				

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

^{※4} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

製造のでは、									
	政策名 ^(※1)	政策3: 行政評価等によ	る行政制度・運営の改善						
第次の目標性のからな。性性では、一般のできた性を必じて行る心を含かえられている。	政策の概要	各府省において政策評価 要なあっせん等を行う行	が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推 政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、	進や、国民か	ら国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行	攻機関に必	室 室	│ │分野【政策体系上 │ _{行政改革 ╸ 行政} 運営	
	標及び目標設定の考え		軍を通じて行政運営全般を見直すことにより、国民に	に信頼される質	〔の高い行政の実現に努める。			政策評価実施予定時期 平成26年8月	
全部の企画により、行政機能を対している。	施策目標	測定指標 基準(値)		r			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
行政評価の推進により、 の事態を実施のにより、 の事態を発展すること 行政評価の推進により、 の事態を展現すること 行政評価の推進により、 の事態を発展すること 行政評価の推進により、 の事態を発展すること 行政評価の推進により、 の事態を発展すること 行政評価の推進により、 の事態を発展すること 行政評価の推進により、 の事態を発展すること 行政評価の推進により、 の事態を発展すること 行政評価の開発としていた。 「無難性限差別」の事態を持い、定をおし、 「無難性限差別」の事態を発し、一般に行政機関の対し、 「無性限差別」	政府内における第三者		平成23年度に着手した調査8本のうち42については、24年度末までに勧告を行った。残る4本のうち、3本については、2年4月に勧告を行い、1本については、同年6月に勧告を行った。また、24年度に着手した調査10本のうち、	I 5I _{到I} 24年度 I	平成24年度に着手した調査10本については、25年 度末までの適期に勧告等を行う。 また、平成25年度新規調査9本については26年度		よる行政制度・運営の見直し・改善の実 度実績をも勘案し原則として12か月とし ・平成24年度着手テーマのうち2本、25	受効性確保につながるもの。なお、勧告までの期間は24年 している。	
議・適當の見重し・改善を推進すること 【常時監視活動 (的な評価専門機関として、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示す		【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏ま えつつ、25局所で、25本の地域計画調査を	₹」 24年度	地域における行政上の問題について具体的改善を 推進するため、年金記録確認業務の進捗状況を踏 まえつつ、前年度以上の実施局所数及びテーマ数	25年度	政上の問題について具体的改善を図るた 見の通知等を行うもの。他方、年金記録	とめに企画・実施するもので、原則として年度内に改善意 な確認業務を担ってきたことから、地域計画調査を十分実	
おいますにはお知名 1分数中心内の確立に向けて、政策の見直し・改善の実施による政策 29年度 2	度・運営の見直し・改		関係行政機関の取組方針、動向等について 常時監視活動を実施し、関係行政機関に対 し、本省において2件、局所において1件	付 24年度	毎年度、関係行政機関の取組方針、動向等について、常時監視活動を展開し、必要に応じ、機動調		選定し、タイムリーに機能発揮すること 急に改善を要するものについては機動調 題の発生状況等について、常時、情報を	:としており、より時宜に応じた調査テーマの選定や、早 関査等を実施するため、関係行政機関の動向、社会的な問	
政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと 携の強化の状況 3 (告等に基づく、関係所 2 の政策への反映、行政 度・運営の見直し・こ	京制 善措置率 83.7% 所省 (平成24年度に2回目のフォローアップで 数制 行った勧告6本分の指摘事項数(1,063) 数善 に対する改善措置済みの事項数(890)の	「 「」 24年度	プ)を求める、既往の全国規模の調査に基づく勧告等における指摘事項の全てについて、改善が図	29年度			
政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすことと			T-1:05 (- 1: 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0	 	│「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号!	25年度			
・当該連携の強化については、25年度から全政府的に実施されるべきものであることか ・	り、効果的かつ効率的 な行政の推進、国民へ		の議論を踏まえ、平成25年4月27日に「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取締の連について」(平成24年度3月27日政策評価各府省連絡会議了承)の一部改正を実施し、平成25年度以降に取り組む政策評価と行政事業レビューの連携の強化方策につい	g	作業プロセスにおける連携を強化し、施策と事務し		率化や政策評価と行政事業レビュ 25年4月に「目標管理型の政策 日政策評価各府省連絡会議了承) たところ。また、政策評価と行う 行政評価等プログラム」において な予算・政策の見直しを行うたる	ューの共通基盤整備による事務負担軽減を図るため、平成評価の改善方策に係る取組について」(平成24年度3月27の一部改正を行い、全政府的に取り組んでいくこととし 改事業レビューとの連携の強化については、「平成25年度 て「政策評価と行政事業レビューの相互活用による効果的 め、施策と事務事業の関係を一層明確化し、情報の共有や	
			(定め)た。	 	<u> </u>		・当該連携の強化については、2		

4	評価基準の標準化の状況	目標の達成状況の表示方法について、11行 政機関は評価区分を設定していない。ま た、5行政機関は区分を設定しているが、 それぞれ独自の区分であり、統一したもの となっていない。	24年度	政策の特性に応じた共通的な評価結果の表示方法 について、政策評価・独立行政法人評価委員会政 策評価分科会における審議等を踏まえ、次期評価 から実施すべく平成25年度内に具体的取組を決定 し	25年度	実効性あるPDCAサイクルの確立に向けて、各府省において評価区分を設定していない、又は評価区分を設定していても独自の区分であり、統一したものとなっていないことが課題である。政策評価を政府横断的に活用していく上で使いやすくすることや、国民の目から見て分かりやすくするために、各府省における評価結果の表示方法の共通化を具体化、実施及び定着させることは重要であることから目標として設定。
	政策評価の重点化・深堀 りによる質の向上	各府省の主要な政策全般について、約500 の施策に区分されるが、一部府省で数年に 1度のローテーションで評価がなされており、平成24年度は約350施策を評価。毎年 度実施される評価は、目標の達成状況の チェック等が中心。	24年度	評価の重点化・深堀りによる質の向上について、 政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科 会における審議等を踏まえ、次期評価から実施す べく平成25年度内に具体的取組を決定	25年度	実効性あるPDCAサイクルの確立に向けて、施策の目標や達成手段そのものを見直し、 踏み込んだ評価を実施することが課題である。所管施策を数年に1度のローテーションで 評価を行う取組を推進することで評価の対象を重点化し、政策評価を深掘りすることで質 の向上を図ることを具体化、実施及び定着させることは重要であることから目標として設 定。
		 評価結果を国民に分かりやすく公表するた				
l n l		め、総務省のホームページに「政策評価」ポータルサイト」を設置し、各府省の「政」策体系」、「評価情報」、「概算要求への「反映状況」など政策評価に関する情報を1」か所で把握できるよう整理。	24年度	政策評価に関連する行政事業レビューの情報も、「一覧しやすい形で併せて参照できるようにするな」 ど、内容の充実を図る 「	25年度	国民への説明責任の徹底のため、政策評価ポータルサイトでは、各府省の「政策体系」、 主要な施策に関する「目標」、「評価情報」、「概算要求への反映状況」その他の政策評 価に関する情報をインターネット上1か所で全て把握できるよう整理し、政府全体の政策 評価に関する情報を国民に対して分かりやすく提供している。同サイトにおいては、行政
		各府省における政策評価に関する情報の公 表から約1週間程度で政策評価ポータルサ イトの情報を更新		年間を通じて、常に各府省における政策評価に関しまる情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新	29年度	事業レビューとの連携の強化に当たり、政策評価書と行政事業レビューシートの公表についても分かりやすい形で行うことが重要であることから、同サイトの内容の充実を目標として設定。また、同サイトにおいて、最新の情報を迅速に提供することが国民への説明責任の観点から重要であることから、各府省における政策評価に関する情報の公表から政策評価ポータルサイトの関連する情報の更新までの期間(1週間以内)を目標として設定。
7			24年度	平成25年度から29年度にかけての記載率を、毎年 度基準値(80%)以上とし、かつ前年度実績 (値)より上昇させる	29年度	国民への説明責任の徹底のため、政策評価に関する情報について、外部からの検証を可能とする等のため、平成22年に「政策評価の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドラインの定着に努めているところ、その定着状況を把握するため記載率を目標として設定したほか、ガイドライン定着に向けた総務省自身の取組を目標として設定。
	客観性担保評価活動(政 策評価の点検)の対象と した評価(評価マニュア		24年度	1 50%以上 1	25年度	・客観性担保評価活動の最終目標は、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されることであり、行政評価等プログラム(平成25年4月)に基づいて重点化している点検対象(租税特別措置等、公共事業及び規制に係る政策評価)について、「課題を指摘する必要がなかったものの
	いた計画、ローエグルを含む。)のうち、課 題を指摘する必要がな かったものの割合	7 I 2		 70%程度 I	29年度	割合」を指標として設定。 ・29年度の目標率(70%程度)については、点検件数が従来と同程度であると仮定した上で、① 点検の実施、②改善すべき課題の指摘、③各府省への評価書作成に当たっての参考情報の提供や助言等により、少なくとも、今後も従来の改善率によって改善が進むものとして試算したもの。

		中央・地方の行政苦情救	50/4 ()末起(法)		 04年度		50件以上	25年度			
	9	済推進会議の審議案件数	50件(速報値)		ı 24年度 I I	過去3年間の実績の標とする	 の平均値を上回ることを基本目 -	29年度			
	10	行政評価局(管区行政評 価局及び行政評価事務所	 165, 392件(速報 [,]	/ 古)	I I I 24年度	1	66, 988件以上	25年度	・行政相談制度は、国の行政に関する相談を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。このため、行政相談委員		
行政相談の推進によ り、行政制度・運営の		[∕] │を含む。)における行政 │相談の総処理件数	100, 3921十(全球道)		Z4千皮 	過去3年間の実績の 標とする	の平均値を上回ることを基本目 	29年度	「の協働を充実させながら、行政に対する国民の相談案件を 機能発揮の上で欠かせないことから、左記の4つの測定指 ・当該測定指標については、①過去3年間の実績の平均値	賃標を設定。	
見直し、改善を推進すること	11	管区行政評価局又は行政 評価事務所が行政相談委	1,260件(速報値)		 04年度		1,276件以上	25年度	│値)を上回っている指標については、当該実績平均値以よ │該実績平均値が前年度実績(速報値)を下回っている指標 □年度)目標値として設定。		
	''	員から処理協力を求めら れて処理した相談件数			Ⅰ 24年度 Ⅰ Ⅰ	過去3年間の実績の標とする	 の平均値を上回ることを基本目 	29年度		こっては、「東日本大震災に係る受付	
	10	, 行政相談委員法第4条に	2004年(清報/店	1	I I 24年度		246件以上 1	25年度			
	12	² 基づく意見の処理件数	208件 (速報値))	' 24年度 	過去3年間の実績の標とする	 の平均値を上回ることを基本目 	29年度			
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する 信頼回復に貢献すること	13	年金記録施(申立る事される事立を 年金記録施(申立を 第三者を 第一者を	転送からあっせんまで100.1 (平成23年度受付事案の処理 年9月末)		 24年度 	転送からあっせんまで100日以内 (特に平成24年度受付事案については、申立人側「 の事情等により処理を終えられないものを除き、」 遅くとも25年9月末までに処理)		25年度	申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの(平成24年度実績値を基準として目標値を設定(「転送からあっせんまで」は24年度実績より短縮。「平成24年度受付事案について遅くとも25年9月末までに処理」は24年度実績と同時期))。		
		· 手段 ì年度)	補正後予算額(執行額)		(%4)	(※4) 25年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等		平成25年行政事業レビュー事業番号	
(15	刑如	1十反)	23年度	24年	· 	コがア昇領	1日1宗				
(1) 行政評価等実施事業(総務本省)(昭和29年度)		103百万円 148百万 (82百万円)		万円	219百万円	219百万円 1~12		いわば政府のレビュー機能として、 必要性・有効性・効率性等の観点から、各府省のみでは評価しが い複数府省にまたがる政策や各府省の業務の実施状況について、 国的規模の調査により、各府省の課題や問題点を実証的に把握・ が析し、改善方策を提示(行政評価局調査機能) 各府省が実施する政策評価について、基本的事項を企画立案し、 所省における的確な実施を推進。また、政策評価に関する調査・			
(2) 行政評価等実施事業(管区行政評価局)(昭和29年度)		[昭和29 515百万円 (459百万円)			644百万円	644百万円 1~12		多の実施等を通じて質の向上を図るとともに、各府省が 西の点検を実施。(政策評価推進機能) らの国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機 あっせん、行政相談委員との連携、行政苦情救済推進会議 西局調査機能の活用等により、個々の苦情の解決や行政の 運営を改善。また、行政相談及び行政相談委員制度の活用 めの広報、相談の満足度を高めるための相談対応者の能力 る研修等を実施。(行政相談機能)	0004		

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

^{※4} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に関係する調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成 過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
<23年度から継続実施>	<23年度から継続実施>
※「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)」(H23.12~)については、平成25年6月25日に勧告を行った。	※「高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視」(H24.1~)、「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視」(H23.10~)、「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視-技能実習制度等を中心としてー」 (H24.3~)については、それぞれ、平成25年4月9日、12日、19日に勧告を行った。
	 <24年度から継続実施>
〇消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価)(H24. 12~)	〇申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査一東日本大震災に係るものを中心として一(H24.4~)
	本行政評価・監視は、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、国民負担の軽減を図るために実施するものであり、東日本大震災関連については、平成25年3月1日に勧告を行ったところ。 それ以外の申請手続については、平成25年度の早期にとりまとめ、勧告等を行う。 なお、本行政評価・監視と併せて実施することとした「許認可等の統一的把握」については、25年3月29日に結果を取りまとめ、公表した。
	〇農地公共事業に関する行政評価・監視一農業水利施設を中心として一(H24.8~)本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り、ストックマネジメントの取組を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇医療安全対策に関する行政評価・監視 (H24.8~) 本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施 状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために実施するものであり、医療安全に係る運用の改善 に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	○震災対策の推進に関する行政評価・監視一災害応急・復旧対策を中心として一(H24.12~) 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	O契約における実質的な競争性の確保に関する調査-役務契約を中心として-(H24.12~)本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約を中心として、契約の実施状況、予定価格の設定状況、応募(応札)条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性・効率性・透明性の確保に資するために実施するものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視(H24.12~) 本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講じている措置とそれによる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研究費補助金の適正な使用の確保に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
	○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視(H24.12~)
	本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管府省の指導監督の状況 を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものであり、指導監督の適切な実施等に資するよう、平成25年11月 を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	O設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視一国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心としてー(H25.3~) 本行政評価・監視は、設立に認可を要する法人の設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、その業務運営の健全性及び透明性を確保し、推進を図る観点から実施するものであり、行政庁による認可や指導監督の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 (H25.3~) 本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援や住居確保・福祉的な支援のための取組の実施状況等を調査し、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策の推進を図るために実施するものであり、効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、平成26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
<25年度新規着手>	<25年度新規着手>
○食育の推進に関する政策評価(総合性確保評価) (H25.12 (予定) ~) 本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成26年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。	〇生活保護に関する実態調査(H25.8(予定)~) 本行政評価・監視は、要保護者に対する保護事務の実施状況、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の実施状況、生活保護の適正支給に係る取組の実施状況等を調査し、生活保護の支給事務の適正な実施に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視(H25.8(予定)~)
	本行政評価・監視は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」(H21.3.3勧告)の勧告事項についての対応・措置状況、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	 〇気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視(H25.8(予定)~)
	本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、 気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年 7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	 ○規制の簡素合理化に関する調査 (H25.8 (予定) ~)
	本行政評価・監視は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民(関係団体等を含む。)からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇医師等の確保対策に関する行政評価・監視(H25.12(予定)~) 本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇道路交通安全対策(自転車安全対策)に関する行政評価・監視(H25.12(予定)~) 本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、 自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資 するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまと め、勧告等を行う。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
	OPFIの推進に関する行政評価・監視(H25.12(予定)~) 本行政評価・監視は、国及び地方公共団体が作成した実施方針に基づくPFI事業の進捗状況、平成23年6月のPFI法改正に伴って導入された新制度の活用状況及び国における地方公共団体への支援の実施状況などを調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の実施状況に関する行政評価・監視(H25.12(予定)~) 本行政評価・監視は、温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業等の申請手続・審査の実施状況、事業の実施状況、事業終了後の実績把握や効果検証の実施状況、類似・連携事業に係る省庁間の連携・調整の状況等を調査し、費用対効果の乏しい事業の廃止、類似事業の統合等に資するために実施するものであり、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

(総務省25-④)

政策名 ^(※1)	政策4:分権型社会にふされ	わしい地方行政体制整備等				自治行政局総務室、行政課、住 民制度課、外国人住民基本台帳	作成責任者名	総務室長 吉永 浩				
政策の概要		地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方 分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進す る。										
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	地方行政体制を整備すること	により、より住民意思を反映した行政運営	を行う体制を整	す。		政策評価実施予定時期	平成26年8月					
******	nich te tæ	甘油(注)	(※2)	口塘(注)		ᄱᄼᄔᄺᄼᇛᄼᅖᅭᅚᄼᄺ						
施策目標	測定指標	基準(値)	基準年度	·· 目標(値)	目標年度	· 測定指標の選定理由及び目標(1世八水平•日標年度)の1	反正の根拠				
地方分権型社会の確立に向け た地方制度の構築が進むこと	1 地方自治制度の見直し	条例による通年会期の選択的導入、 臨時会の招集権の議長への付与など を内容とする地方自治法改正法は平 成24年9月5日に公布 第30次地方制度調査会において、大 都市のあり方について審議し、大都 市制度についての専門小委員会中間 報告を平成24年12月20日にとりまと め	24年度	第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方の見直しに取り組む	25年度	今後一層の人口減少下にあっても、経済を持続しを営んでいけるようにしていくためには、大都市民の意思がより適切に行政に反映される仕組みしを指標として設定。	5等における効率的・効果	的な行政体制の整備や住				
	地方公共団体における 2 事務の共同処理の活用 状況	ら各地方公共団体の主体的な取組を支 月援するため、活用状況を把握し必要 な情報を提供	24年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、活用状況を把握し必要な情報を提供	25年度	平成の合併が一区切りを迎え、今後は、自主的 選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から る必要があるため、取組状況を把握し、情報提供	る最も適した仕組みを主体	的に選択できるようにす				
地方公共団体が自主的・主体 的に地方行革に取り組むこと	3 地方公共団体における 行政改革の取組状況	. 各地方公共団体が自主的・主体的に つ 行政改革を行えるよう、取組状況を 把握し、必要な情報を提供	24年度	各地方公共団体が自主的・主体的に 行政改革を行えるよう、取組状況を 把握し、必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体においては、これまでの改革の明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努とが必要と考えられるため、取組状況を把握し、【参考(平成24年度実績)】・地方公共団体における行政改革の取組状況調・公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関	めるなど、引き続き自主信情報提供等を行うことを打 情報提供等を行うことを打 を(平成25年2月8日公	内に行政改革に取り組むこ 目標として設定。 も				

	4	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・主体的に定 員管理を行うに当たり、必要な情報 の提供	24年度	地方公共団体が自主的・主体的に定 員管理を行うに当たり、必要な情報 の提供	25年度	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。 目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。
	5	ラスパイレス指数の状 況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を 提供	24年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を 提供	25年度	[参考(平成24年度実績)] 〇地方公務員数の推移 地方公共団体の総職員数 276万8,913人(対前年比▲20,076人)(平成24年4月1日現在) ○ラスパイレス指数の状況 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数 107.0(参考値(注1) 98.9)(平成24年4月1日現在) (平成23年4月1日現在のラスパイレス指数 98.9) ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(平成24年4月1日時点) ・給与の「わたり(注2)の制度がある団体は85団体(全団体の4.8%)に減少
	6	給与制度・運用の適正 化状況	各地方公共団体において、住民の理 解と納得が得られるよう、給与の適 正化が図られるための必要な情報を 提供	24年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を 提供	25年度	・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は11手当(支給額ベースで削減率97.6%)に減少 〇人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施 (注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。
地方分権の担い手を支える地 方公務員制度が確立すること	7	人事委員会勧告におけ る地域民間給与水準の 反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与 水準を適正に反映した勧告等が行わ れるよう必要な情報を提供	24年度	各人事委員会において地域民間給与 水準を適正に反映した勧告等が行わ れるよう必要な情報を提供	25年度	(注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	8	給与情報等公表システ ムによる公表状況	実施率98.3% (1,758/1,789団体) 平成24年3月31日現在	24年度	実施率100%	25年度	
	9	地方公共団体の人事制 度改革の状況 (任期付 採用の実施団体)	公務の能率的かつ適正な運営を確保 するため、職員の任用・勤務形態の 多様化の取組が進められるよう必要 な情報を提供	24年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保 するため、職員の任用・勤務形態の 多様化の取組が進められるよう必要 な情報を提供	25年度	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考(平成24年度実績)】 319団体(平成24年4月1日現在)
	10	人材育成基本方針の策 定状況	策定率92.7% (1,658/1,789団体) 平成24年4月1日現在	24年度	策定率95%	25年度	各地方公共団体において人材育成方針を策定することで、その方向へ取り組む効果が生じ、地方公務員の適正な人事管理につながると考えられることから、指標として設定。

	達成手段	補正後予算	算額(執行額) (※3)	(※3) 25年度	関連する	達成手段の概要等	平成25年行政事業
	(開始年度)	23年度	24年度	当初予算額	指標	连风十权仍似安守	レビュー事業番号
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	114百万円 (48百万円)	135百万円	111百万円	1 ~10	①地方制度・地方行政体制の整備等の推進、②市町村振興、広域連携の在り方についての調査・研究、③住民基本台帳制度等の円滑な運用の実施、外国人住民制度の整備、④地方行革の推進、⑤地方公務員制度の確立を図るための取組を実施することにより、地方行政制度の整備を図る。	0005
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	211百万円 (211百万円)	211百万円	246百万円	_	地方自治法施行60周年記念貨幣の売却枚数に応じ、図柄となった都道府県に対し、地方分権の振興及び地域活性化に資する事業等に要する経費の一部に対する交付金を交付する。	0006
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費 (平成13年度)	4,886百万円 (4,808百万円)	4,319百万円	3,711百万円	2	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年)に、旧市町村の人口に応	0007
(4)	市町村合併体制整備費補助金(平成13年度)	Ι	815百万円	42百万円	2	じて市町村合併推進体制整備費補助金を交付し、新しいまちづくりを着実に支援するとともに、市町村の行財政基盤の強化を図る。	0009
(5)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	_	_	18百万円	1	地方議会が抱える課題等についての調査研究や、活発な議会活動に取り組む地 方議会の事例紹介等を行うシンポジウムの開催等により、地方自治制度の見直 しに資する。	新25-0001
(6)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	-	_	3百万円	3	地方独立行政法人会計基準の見直しの方向性について、外部有識者を交えた研究会等を実施し、その結果について地方公共団体へ情報提供を行う。	新25-0002
(7)	地方公務員給与実態調査に必要な経費(平成25年 度)	-	_	84百万円	4~10	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得るため、5年毎に統計法第2条に基づく基幹統計として地方公務員給与実態調査を実施し、今後の地方公務員給与の一層の適正化に資する。	新25-0003

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省25-⑤)

	_								
政策名(※1)	政策	策5:地域振興(地域力創	削造)				地域力創造グループ地域政策 課、国際室、地域自立応援課、 人材力活性化・連携交流室、地		
政策の概要	f ₹		の推進、定住自立圏構想の推進、過疎	対策の推進等	、地域の元気で日本を幸せにするため	の施策を展開			
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】			ごて、産・学・金・官の連携のもと、民間資金 クトを推進する。また、過疎地域を含む条				るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラ 集落単位の活性化を図る。 ・ 政策評価実施予定時期 ・ 平成26年8月		
₩ W □ 4m		加宁长辆	+ ** (/+ \	(※2)	口塘(左)	(%3)	게스Ł트스웨스TH 수 T. 4* C I 프 (庄) () 샤 C I 프 (庄) (스웨스스 Hui		
施策目標	測定指標		基準(値)	基準年度	· 目標(値)	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
「地域の元気創造プラン」の 推進により、地域経済イノ	1	地域経済イノベーショ ンサイクルの全国展開 状況	- 地域経済循環創造事業交付金の交付事業 数:18事業 - 地域経済循環創造事業交付金の効果 投資効果:2倍 地元雇用創出効果:2.2倍	24年度	地域経済イノベーションサイクルの 構築に取り組む団体:1,000団体 交付金の効果:平成24年度以上	26年度	地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されると考えられることから、指標として設定。		
ベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	2	地域の拠点プロジェク	分散型エネルギーインフラや公共ク ラウドなどの拠点プロジェクトの検	24年度	・分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの拠点プロジェクトの候補地調査: 10箇所程度	25年度	分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの拠点プロジェクトの実施により、民間活		
	2	トの推進状況	討	27千戊	・候補地調査を踏まえた拠点プロ ジェクト:5箇所程度	26年度	力の土台が創られ、地域の元気が創造されると考えられることから、指標として設定。		
	3	過疎市町村の人口に対 する転入者数の割合	2.6%	20~22年度 の平均	2. 6%以上	27年度	過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。なお、目標年度は延長前の過疎法の最終年度である平成27年度としている(現行の最終年度は平成32年度)。		
18 7+ 14 14 15 0 7 14 T T 11 14 14	4	総人口に対する地方圏 の人口割合	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を下支えすることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定(地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。)。		
過疎地域などの条件不利地域 の自立・活性化の支援等によ り、地域の元気をつくること	5	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	62, 389人	24年度	65, 000人	25年度	都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体		
	6	地域おこし協力隊員と 集落支援員の合計人数	1,311人 ※うち地域おこし協力隊員 617人 集落支援員 694人	24年度	1,650人	25年度	による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。		
	7	中心市街地活性化ソフ ト事業の実施件数	843件	17~24年度 実績平均値	850件	25年度	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。		
多文化共生を推進し、地域の	8	JETプログラムの招 致人数	JETプログラムの招致人数4,360人 (平成24年7月1日現在)	24年度	JETプログラム招致人数の前年並 み確保	25年度	JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共 はに関する計画・均針等の等字による計画的・総合的な名文化サケの推進等により、地域		
グローバル化を図ること	9	「地域における多文化 共生推進プラン」の普 及状況	外国人住民が人口の2%以上を占め る全市における多文化共生に関する 計画・指針の策定割合 73% (平成24年4月1日現在)	24年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 75%	25年度	- 生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。		
	-	•							

	達成手段	補正後予算	算額(執行額) (※4)	25年度 (※4)	関連する	達成手段の概要等	平成25年行政事業
	(開始年度)	23年度	24年度	当初予算額	指標	運成十权の 概要等	レビュー事業番号
(1)	地域経済循環の創造等に要する経費(平成24年度)	-	-	2, 298百万円	1	地域経済イノベーションサイクルの全国展開を図るため、産・学・金・官ラウンドテーブルを全国各地で構築し、事業化プロセスに応じたきめ細かな支援策を構築する。	0012
(2)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の 推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経 費、定住自立圏構想推進費等除く。)	133百万円 (97百万円)	133百万円	197百万円	5~9	人口減少社会の到来、地方分権改革の進展、地域の国際化など、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地方公共団体・住民・企業等の協働により「地域力」を高めていくとともに、各地域における人材力活性化を支援することなどにより、一層の地域活性化を進める。	0013
(3)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成 21年度)	616百万円 (530百万円)	282百万円	138百万円	1	地域経済イノベーションサイクルの全国展開を図るため、産・学・金・官ラウンドテーブルを全国各地で構築し、事業化プロセスに応じたきめ細かな支援策を構築する。	0014
(4)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	602百万円 (571百万円)	485百万円	2, 134百万円	3	過疎地域におけるソフト事業の実施、集落の整備及び地域間交流施設等の整備に対しての補助並びに今後の過疎対策のあり方等に関する調査等を通じて、過疎地域における住民の安全・安心な暮らしの確保を図るとともに、過疎地域の自立・活性化を推進する。	0015
(5)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)	110百万円 (87百万円)	124百万円	158百万円	4	地方公共団体への情報提供や財政支援(地方交付税措置等)を実施し、圏域全体で必要な生活機能を確保する定住自立圏構想を推進することが、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めることにつながる。	0016
(6)	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業(平成24 年度)	I	l	231百万円	1	「地域」と「大学」の協働プロジェクトによる地域人材の育成と自立的な地域 づくりを推進する仕組みを構築する。	0018
(7)	コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費(平成25年度)	_		31百万円	1	住民出資などの比較的小規模なコミュニティ・ビジネスを活用して、地域の生活支援機能等を自主的に確保する方法を実証研究する。	新25-0004
(8)	公民連携による地域経済循環創出事業 (平成25年 度)	_	_	35百万円	1	公民連携手法を活用し、地域経済循環を創出することでまちなかを再生する取 組に対して、情報提供、財政措置等の支援を行い、地域の活性化に寄与する。	新25-0005
(9)	「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業(平成25年度)	_	_	41百万円	1	大都市圏に勤務する企業人等が、活力ある魅力的な地域づくりのために、地域において、ソーシャルビジネスや地域づくりNPOのマネジメント等に携わる 仕組みを構築する。	新25-0006

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

^{※4} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省25-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策	6 : 地方財源の確	保と地方財政の健全化						作成責任者名	自治財政局財政課長 内藤 尚志		
政策の概要		地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。 担当部局 課室名 他 4 課室 分野【政策体系の位置付け】										
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方	ち公共団体の安定的)な財政運営に必要となる地方財源を確保するとと			政策評価実施 予定時期	平成26年8月					
				(※2)								
施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	测定指標	の選定理由及び目標	(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
	1	一般財源総額 一般財源比率	平成25年度一般財源総額(通常収支分) 59兆7.526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率(通常収支分) 65.4%	24年度	地方の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	25年度						
	2	地方債依存度	平成25年度地方債依存度(通常収支分) 13.6%	24年度	経済状況等を踏まえつつ、歳 入総額に占める地方債の割合 の適正化に努める。	25年度						
安定的な財政運営に必要な 地方財源を確保すること	3	借入金残高	平成25年度末見込み 201兆円	24年度	経済状況等を踏まえつつ、借 入金残高の適正化に努める。	25年度	事業を適切に見込		財源不足について適	て地方公共団体の事務・ 切な補填措置を講ずるこ 5、指標として設定。		
	4	地方財政対策の 状況	平成25年度財源不足額(通常収支分) 13兆 2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円	24年度	地方の安定的な財政運営に必要となる財源を確保するため、地方の財源不足について適切な補塡措置を講ずる。	25年度						
	5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成24年度8,069億円(当初予算と補正予算 の合算額) 平成25年度6,198億円(年度調整分145億円を 含む。)	24年度	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる。	25年度						

地方見ること	オ政の健全化を推進す ⊆	6	実質公債費比率 等の状況	○平成23年度決算に基づく実置の平均値・実質公債費比率 お道府射・市町対所・市が道所対・ お前町村所・市が道町 がままままままままままままままままままままままままままままままままままま	表 13.9% 9.9% 217.5% 69.2% 建全化団体等の を完了した団体 32会計) 記了した団体の 6会計) 全化判断比率等	24年度	実質公債費比率等を基に各地 方公共団体における財政健全 化の取組を促進する。	25年度	地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共E政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。	団体における財
	達成手具 (開始年月			補正後予算	1	(※3)	25年度 (※3) 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業 レビュー 事業番号
(1)	地方財政制度の整備に	必要	長な経費	46百万円 (33百万円)		ī万円	39百万円	1 ~ 6	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を 1878年末月18日 1878年8日 187	0020
(2)	2) 地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費		19, 116, 288百万円 (19, 116, 288百万円)	18, 502, 834百万円		18, 463, 684百万円	1、4、5	確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により 地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。	_	
(3)	地方財政制度の整備に ラ更新時代における公 築支援に要する経費) (平成25年度)	必要 営企	ēな経費(インフ ≳業の経営戦略構	_	-	_	39百万円	6	地方公営企業における施設の的確な更新と財務の健全性確保の両立の ための新経営戦略の構築支援を推進する。	新25-0007

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省25-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策	57:分権型社会を担う地	方税制度の構築						担当部局	自治税務局企画課	作成責任者名	自治税務局企画課長 濱田 省司
政策の概要		配型社会を推進する中で、 名を構築する。また、住民				を充実し、税源の偏在性	生が少なく、	税収が安定的な地方税	課室名	他5課室	分野【政策体系 上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及 び目標設定の考え方・根拠】	分楮	型社会を推進するための 和	始制を構築する。								政策評価実施 予定時期	平成26年8月
施策目標	測定指標 基準(値)				(※2) 基準年度	· 目標(値)	目標年度	···· 測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			根拠	
	1	国・地方間の税源配分 比率	国:地方=55.4: (平成23年度決		24年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	25年度	地方税の充実や国と地力なるため、指標として記 ※ただし、景気の変動等	设定 。			配分比率が高まることと
地方税を充実し、税源の偏 在性が少なく、税収が安定 的な地方税体系を構築する こと	2	歳入総額に占める地方 税の割合	地方税の割合34 (平成23年度決		24年度	地方税を拡充し、歳入 総額に占める地方税の 割合を拡充する。	25年度	地方税を充実させ、税場するため、指標として記 ※ただし、景気の変動等	设定 。			総額に占める割合が増加
	地方税の都道府県別人 ロー人当たり税収額の 最大値と最小値の比較 (平成23年度決算)			24年度	税源の偏在性が少ない 地方税体系を構築す る。	25年度	都道府県別人ロー人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標とし定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。					
住民自治の確立に向けた地	4	地方税制度の「自主的 な判断」と「執行の責 任」を拡大する方向で 改革するための取組		決定型地方税制特例措置 既導入件数3件 24年度 がかに実施。 引き続き検討を行い、 成案を得たものから速 やかに実施。 地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むこ 向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。					とは、住民自治の確立に			
方税制度改革を実施するこ と	5			税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられる。 め、指標として設定。				つながると考えられるた				
達成			補正後予算	額(執行額)	(%3)	25年度(※3)	関連する		達月	成手段の概要等		平成25年 行政事業 レビュー
(開始 	午度	.)	23年度	24	年度	当初予算額	指標					レビュー 事業番号
(1) 地方税制度の整備に必	要な	経費	34百万円 (29百万円)	35百	ī万円	37百万円	1~5	地方税は、住民自治を表 を充実することが重要。 団体の役割がますますり 地方消費税の充実など、 る。	また、少子高 曽大する中で、	齢化が進み、社会保障 社会保障など地方行政	制度を支えている。を安定的に運営す	地方公共 るための 0021

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省25-⑧)

政策名 ^(※1)	政策8:選挙制度等の適切症						作成責任者名 管理課長 笠井 敦
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選 収支報告書の公表等によるI	挙制度に係る調査研究、選挙の管理執 改治資金の透明化を図る。	行体制の改善	や選挙制度の周知等を実施するととも	に、政治資金	担当部局 課室名 課、政治資金課(他3室)	分野【政策体系上の位 置付け】 選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	選挙制度、政治資金制度及び	政党助成制度等を適切に運用し、民主政	治の健全な発達	達に寄与する 。			政策評価実施予定時期 平成26年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	(※2) 基準年度	日標(値)	目標年度	測定指標の選定理由及び目標	(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
公職選挙法の趣旨に則り、選 挙制度の確立に寄与すること	・区割りを会の改定 に基づく区割りを書談り 審議割り 審議割り ・の選知・・のの表 ・のを禁いを ・のとがでする。 ・のとは ・のとは ・のとは ・のとは ・のとは ・のとは ・のとは ・のとは	・区割り審議会の勧告に基づく区割 り改定の法制化・周知の実施 ・インターネット選挙運動解禁に向 けた法解釈の整理、改正法の選挙管 理委員金、候補者・政党等への周知 の実施 ・成年被後見人の選挙権の在り方に 関する論点整理の実施 ・その他選挙制度に関する調査研究 の実施	24年度	・区割り審議会の勧告に基づく区割 り改定の法制化・周知の適切な実施 ・インターネット選挙運動解禁に向 けた法解釈の整理、改正法の選挙管 理委員会な実施 ・成年被後見人の選挙権の在り方に 関する論点整理の適切な実施 ・その他選挙制度に関する調査研究 の適切な実施	25年度	置を講ずるものとされていることから、区記化・周知を指標として設定。・インターネット選挙運動解禁法案が平成2の成立後の法解釈の整理、改正法の内容を必要があるため、インターネット選挙運動	の勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措割り審議会の勧告に基づいた区割り改定の法制 25年3月に国会に提出されたことから、改正法 選挙管理委員会、候補者・政党等へ周知を行う 解禁に向けた準備・啓発を指標として設定。 管理執行等から明らかとなった問題に対応した
公明かつ適正な選挙執行を実 現すること	2 常時啓発事業のあり方 等の検討	常時啓発事業のあり方等の検討結果 を踏まえ、参加・実践等を通じた政 治意識の向上事業やシティズンシッ ブ教育推進方策の検討等を実施	24年度	常時啓発事業のあり方等研究会の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施	25年度		人の政治意識の向上を図っていくことが重要で こおける提言を踏まえた、常時啓発事業の実施
		政党本部:100% 政党支部:99.5% 政治資金団体:100% 【平成23年分収支報告】	24年度	政党、政治資金団体について、提出 率100%	25年度		
政治資金の透明性を確保すること	総務大臣届出政治団体 の収支報告書提出率 (収支報告書定期公表率)	国会議員関係政治団体の過去3ヵ年 平均の提出率:94.4% 【平成21年分~平成23年分収支報 告】	24年度	国会議員関係政治団体について、過 去3ヵ年平均の提出率(94.4%)以 上	25年度	収支報告書の提出率が高まることは、政治 して設定。	資金の透明性確保につながることから、指標と
		政治団体全体の過去3ヵ年平均の提 出率:86.0% 【平成21年分~平成23年分収支報 告】	24年度	政治団体全体で、過去3ヵ年平均の 提出率(86.0%)以上	25年度		

	達成手段	補正後予算	算額(執行額) (※3)	25年度 (※3)	関連する	達成手段の概要等	平成25年行政事業	
	(開始年度)	23年度	24年度	当初予算額	指標	運成十权 の 似 安寺	レビュー事業番号	
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費 除く。)	59百万円 (39百万円)	75百万円	70百万円	1, 3	選挙、投票に関する法令、政治資金規正法、政党助成法の企画立案及び制度の 実施・運営・指導を行うとともに、国外に居住する選挙人についても選挙権行 使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度の執行 体制の整備を行い、選挙制度等の整備を図る。	0022	
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費 (昭和32年度)	119百万円 (116百万円)	27百万円	75百万円	2	公職選挙法第6条第1項において、「総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の 選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われ るように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」とさ れていることから、「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書において示 された「主権者教育」を推進するとともに、関係団体との連携の下、きめ細や かな啓発事業を行うことにより、政治意識の向上を図る。	0023	
(3)	参議院議員通常選挙に必要な経費 (平成25年度)	_	_	50, 351百万円		平成25年7月28日に任期満了を迎える参議院議員の通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに参議院議員通常選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要となる経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付するもの。	新25-0008	
(4)	山口県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な 経費 (平成25年度)	_	_	711百万円	_	山口県選挙区選出の参議院議員補欠選挙の投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うために必要な経費として執行委託費を山口県及び県内関係市町に交付するもの。また、公職選挙法に基づき、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、候補者が選挙運動で使用する選挙運動用無料葉書及び無料乗車券の使用実績に応じた請求額を交付するもの。	新25-0009	
(5)	インターネット等の利用による選挙運動の解禁の周知啓発に必要な経費(平成25年度)	_	_	895百万円	1	インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁されることに伴い、解禁された事項及び留意すべき事項等について、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うことにより、制度改正の内容を十分理解していただけるよう努める。	新25-0010	

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省25-9)

政策名 ^(※1)	政策	€9:電子政府・電子自治	体の推進				世当部局 課室名 (個人番号企画 理)、行政管理局(行政情報システム で房企画課(個人番号企画 室)、行政管理局(行政情報システム で方政管理局(行政情報システムとでは では民制度課長を 後では、 では民制度課とでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	推文 1企画 集原
政策の概要	国月	その利便性向上や行政の 対	率化等を図るため、オンラインによる	行政サービス	の提供、自治体クラウドの推進等の取績	且を実施。	分野【政策体系上 の位置付け】 電子政府・電子自	目治体
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	ICT	を活用した電子行政を推進	することにより、国民の利便性の向上と行	示政運営の 合理		政策評価実施予定時期 平成26年8月		
施策目標					(※3)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
	1	電子政府の総合窓口 (e-Gov) へのアクセス 件数	2 億2, 467万件	24年度	2 億4, 700万件以上	25年度	・行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口(e-Gov)」へのアイ教は、国民のe-Gov活用状況を表し、アクセス件数の増加は、オンラインによるオサービスの質の向上を測るのに適切であるため、測定指標として設定。・目標(値)は、e-Govの掲載内容の充実等を行うことで、平成25年度におけるアイ教 2 億4,700万件(前年度比2,233万件増)以上を目指すとして設定。	行政
オンラインによる行政サービスの質の向上を図るとともに、政府情報システムのコストを徹底して見直すこと	2	総務省所管府省共通情報システムの運用コスト	853百万円 (現行システムの運用コスト)	24年度	600百万円未満 (政府共通ブラットフォーム移行等 後のシステムの運用コスト(対24年度 3割減))	27年度	・一元的な文書管理システム等政府全体で共用する情報システムを一元的に管理・することにより、政府全体として情報システム経費の削減を図り、ICTを活用したは合理化・効率化を図ってきたところ、現在の厳しい財政状況を踏まえれば、行政運更なる効率化が必要であることから、これらの総務省所管府省共通情報システムのコストを測定指標として設定。・システム更改を機に政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し行い、運用コストを削減することにより、平成27年度を目標年度として、対24年度減を目指す。	行政の 運営の の運用 し等を
		情報システム統一研修	7. 889人	24年度	7,000人以上	25年度	・情報システムを活用した業務改革・サービス向上等が行える人材を多数育成するには、まずは情報システム統一研修の受講者を増加させることが重要であることが同研修の受講者数を測定指標として設定。 にICT人材の育成・活用に当たっては、職員のICT能力、情報システムのマネジメンを育成し、電子行政推進の担い手を輩出するために、情報システム統一研修の研修・プラムの見直し(コースの新設)を検討するなどし、平成25年度7,000人以上、26	から、 ントカ 多プロ
	3	情報システム統一研修 の受講者数	ī一研修 7,889人		10,000人以上	27年度	8,000人以上、27年度10,000人以上を目指す。 ※25年度については、追加募集を行うことにより、受講者数の増加を目指している ろであるが、平成24年度行政事業レビュー(公開プロセス)での指摘を踏まえ、e ⁱ ングコースの一部廃止等(2コースを廃止し、1コースを新設)を行うことにより 人員が24年度と比較して1,000人以上減となることから、目標(値)を前年より少77,000人以上としている。	るとこ ラーニ り募集

地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提 し、で見知な行政、 で災 書に強い電子自治体を実現すること	4	自治体クラウドの全国的展開	地方公共団体における自治体クラウ ドの取組の障害となる事柄について 調査研究を実施すること等により、 各地方公共団体の主体的な取組を支 援し、自治体クラウドの全国的展開 を推進。	24年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	25年度	平成25年6月に決定された新たなIT戦略に沿った電子自治体の推進が必要であり、各地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、財政面等の負担軽減、行政事務の効率化、住民サービスの向上、行政情報の保全性や業務継続性の確保等につながると考えられることから、指標として設定。
	5	地方行税政統計等・災 害時等における情報通 信メディアの活用	・地方行税政の施策に係る基礎データペースの作成・管理・統計処理等の実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	24年度	・地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	25年度	地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種業務の遂行、各種施策の 立案及び統計データの作成等を行うことにより、地方行税政の施策の安定的運用に寄与 し、また、全国の地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用すること によって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施す ることにより、地域社会における情報通信の高度化及び地域振興に寄与すると考えられ ることから、指標として設定。
	6	個人番号付番等システ ムの構築	個人番号付番等システムの構築に関 する設計・開発等を開始。	24年度	個人番号付番等システムの構築	27年度	番号制度の導入に向け、当該制度の目標とする社会の実現に当たり、関係システムの整備が必要となることから、指標として設定。
番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	7	情報連携フラット	地方公共団体における情報連携プラットフォーム(番号制度に係る中間サーバー等)の構築に関するソフトウェアに係る調査、設計・開発等を開始。	24年度	地方公共団体における情報連携プラットフォームの構築に関するソフトウェアに係る調査、設計・開発等を実施。	25年度	番号制度の導入に向け、当該制度の目標とする社会の実現に当たり、関係システムの整備が必要となる。これに向けて、平成25年度には情報連携プラットフォームの構築に関するソフトウェアに係る調査、設計・開発等の対応が必要となることから、指標として設定。
		電子行政サービスの改 善方策に関する調査研 究	_	_	番号制度を活用した電子行政サービ スのあり方について調査研究を実施 すること等により、各地方公共団体 の主体的な取組を支援し、電子行政 の推進を加速。	25年度	番号制度の導入にあたり、地方公共団体が、自らの事務がどのように効率化され、行政サービスの向上につながるのかを認識し、各地方公共団体が番号制度に沿った行政サービスを展開することで、財政面等の負担軽減、行政事務の効率化、住民サービスの向上、行政情報の保全性や業務継続性の確保等につながると考えられることから、指標として設定。

	達成手段	補正後予算	[額(執行額) (※4)	25年度 (※4)	関連する	***	平成25年行政事業
	(開始年度)	23年度	24年度	当初予算額	指標	達成手段の概要等	レビュー事業番号
(1)	電子入札システム運用事業(平成14年度)	53百万円 (53百万円)	53百万円	48百万円	_	電子政府の実現に向けて、電子入札システムにより、入札公告、入札、契約 等の手続きについて電子化を図り、国内外企業の負担軽減、入札参加機会の 拡大等事業者の利便性の向上及び行政事務の簡素化・効率化に寄与。	0028
(2)	建設工事等資格審査インターネットー元受付経費(平成20年度)	_	14百万円	_	Ι	建設工事等競争参加資格は2年間の有効期間であることから、隔年ごとに資格申請の受付、審査、データ入力、通知書発給事務を実施する必要があり、国土交通省が主管するインターネットー元受付システムに、平成20年度(平成21、22年度建設工事資格審査)から参加し、総務本省における行政事務の簡素・効率化及び合理化を推進。また本一元受付は、申請者にとっても、各府省等に対して、原則1回の申請で可能となることから、利便性の向上・負担軽減にも寄与。	0029
(3)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)	194百万円 (188百万円)	200百万円	233百万円	l	総務省の電子政府関係施策及び情報セキュリティ対策施策を推進し、省内情報システムの高度化を図る。	0030
(4)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)	2,022百万円 (1,922百万円)	2, 569百万円	2,504百万円	_	総務省LANのサービスの充実及び安定稼働を行うことにより、電子行政を推進 し、行政運営の効率化を図る。	0031
(5)	インターネット利用申請・届出システム開発整備事業 (23年度予算より「総務省共通基盤支援設備・運用等 事業」) (平成14年度)	97百万円 (76百万円)	71百万円	82百万円	_	府省共通の情報システム、総務省内の情報システムの利用を効率的に行うために、総務省共通基盤支援設備を整備・運用し、電子行政の推進に寄与。	0032
(6)	総務省ホームページ運営事業(平成12年度)	84百万円 (72百万円)	83百万円	78百万円	_	総務省ホームページを運営することにより、総務省の所管施策を広く国民に 周知することで透明性を確保すると共に、行政情報を迅速に発信すること で、国民に対し必要な情報を積極的に提供する。	0033
(7)	電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備) (平成15年度)	3, 054百万円 (2, 993百万円)	3, 780百万円	7,812百万円	_	国民等が電子的に申請等を行う際の電子文書の真正性の担保(なりすまし・ 改ざん防止)に必要不可欠な認証基盤等を一元的に管理・運営するとともに、クラウドコンピューティング技術を活用した政府共通ブラットフォームを中心とした政府情報システムの統合・ 集約化等を推進することにより、情報システムを強化し、政府全体の効率的な行政運営や徹底したコスト削減、安全性・信頼性の向上を図る。	0034
(8)	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運 営(平成15年度)	920百万円 (889百万円)	1, 106百万円	1,827百万円	2	一元的な文書管理システム等について、システム更改を機に政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し等を行い、運用コストを削減することにより、行政運営の更なる効率化に資する。	0035
(9)	電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)	127百万円 (101百万円)	111百万円	106百万円	3	ICT活用能力を有する人材の育成等に向けて、25年度から①情報システム統一研修の受講機会の追加、②研修プログラム(集合研修及びeラーニング)の見直しを実施し、25年度7,000人以上、26年度8,000人以上、27年度10,000人以上を目指す。	0036
(10)	電子政府関連事業(国民利便性向上·行政透明化) (平成13年度)	881百万円 (875百万円)	874百万円	1,306百万円	1	行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口 (eGov) 」の使い勝手の改善を行うことでオンラインによる行政サービスの質の向上を図り、25年度におけるe-Govへのアクセス件数 2 億4,700万件以上の目標達成を目指す。	0037
(11)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策 経費(平成15年度)	8百万円 (3百万円)	4 百万円	7 百万円	_	住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報セキュリティ対策を維持・向上させるため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する地方公共団体等の職員に対するセキュリティ研修会等を全国各都道府県で開催し、制度改正及び最新のセキュリティ対策についての説明を行い、セキュリティ意識の向上を深める。また、住民基本台帳ネットワークシステムに係る課題、セキュリティ対策等について検討する会議を開催し、制度改正も視野に課題の抽出・検討を実施する。	0038

(12)	地方行税政統計等・災害時等における情報通信メディ アの活用に要する経費	89百万円 (68百万円)	80百万円	78百万円	5	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。また、地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施することにより、地域社会における情報通信の高度化及び地域振興に寄与。	0040
(13)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)	12百万円 (—)	8百万円	8百万円	_	民間検査機関を活用した電子投票機の技術的条件への適合確認(負荷条件試験、プログラムチェック等)、確認結果の地方公共団体への情報提供を行うなど、安心して電子投票を導入できる環境を構築し、電子投票システムの信頼性の向上を図る。	0041
(14)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費(平成16年度)	103百万円 (103百万円)	103百万円	140百万円	_	総務省や都道府県選挙管理委員会が行う、政治団体の届出事項の告示や政治団体台帳管理、政治資金収支報告書や政党交付金使途等報告書の要旨公表等の事務処理の効率化を図るとともに、政治資金規正法に基づく各種届出及び政治資金収支報告書の提出について、インターネットを利用した手続のオンライン化を実現。	0042
(15)	地方財政決算情報管理システム運営等経費(平成13年 度)	208百万円 (194百万円)	184百万円	180百万円	_	地方公共団体を対象とする地方財政状況調査、公共施設状況調査及び地方公営企業を対象とする地方公営企業決算状況調査を電子化し、「地方財政の状況」(地方財政白書)、「地方公営企業決算の概況」ほか各種統計資料の作成等、国・地方公共団体双方の業務の効率化を図るとともに、国民との情報の共有化を図る。	0043
(16)	自治体クラウドの推進に向けた調査研究等(平成23年 度)	27百万円 (17百万円)	20百万円	20百万円	4	自治体クラウドの全国的展開を推進するため、地方公共団体における自治体クラウドの取組のさらなる加速の要因となる事柄についての調査研究等を実施するとともに、自治体クラウドに係る取組状況の把握、情報提供、必要な助言等を行うことにより、各地方公共団体の主体的な取組の支援に寄与。	0044
(17)	地域経営型包括的支援クラウドモデル実証事業(平成 24年度)	_	_	1, 092百万円	4	様々な主体が活用できる新たなシステムインフラを整備し、コストを地域全体で負担しつつ、官の国民サービスの効率化と利便性の向上を図るためのクラウドモデルを構築し、電子自治体の一層の実現に向け、必要な情報提供、助言等を行うことにより、各地方公共団体の主体的な取組の支援に寄与。	0046
(18)	国民 I D制度に対応した公的な本人確認に関する調査 研究事業等に要する経費(平成23年度)	150百万円 (104百万円)	140百万円	231百万円	6	電子証明書の個人番号カード以外の格納媒体の検討やコンビニ交付における公的個人認証サービスの活用等、主に社会保障・税に関わる番号制度の導入後における公的個人認証サービスの普及・利用の拡大を目的とした調査を行い、具体的な課題等について検討する。	0047
(19)	電子調達システムのシステム開発(平成23年度)	319百万円 (182百万円)	658百万円	569百万円	_	政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化の推進・実現を図る一環として、役務、物品等の調達に係る国の内部手続きを原則電子化し、事業者が入札に参加しやすい環境を整備するとともに、事務処理の迅速化・合理化を図るため、電子調達システム(府省共通)のシステム開発を行う。具体的には、各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化を図るとともに、契約締結に係る事務手続きの電子化・効率化を図るものである。	0048
(20)	自動車保有関係手続に係るワンストップサービスシステムの実証実験に要する経費(平成24年度)	—	_	55百万円	_	国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムと都道府県の自動車税業務システムとの連携により自動車税納付確認を電子的に行うシステムを開発、実現するため、都道府県が行う、当該システムに必要な機能と実装方式等の検討、課題の抽出、技術面や運用面における課題解決のための実証実験等を行い、利用者の利便性向上、国・都道府県の事務効率化を図る。	0049
(21)	地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会 に要する経費(平成24年度)	_	24百万円	13百万円	6	地方公共団体において考えられる番号制度活用の具体的な取組例やその際の留意点等を明らかにするとともに、地方公共団体で必要となるシステム改修等の番号制度を導入するための準備について、ガイドラインを作成する。	0050
(22)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築 等に要する経費 (平成25年度)	_	_	5, 576百万円	6	社会保障・税番号制度の運用に必要となる、個人番号の生成等を行うための個人 番号付番等システム等の構築を行う。	0051
(23)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業 (平成24 年度)	_	-	1, 425百万円	7	・地方公共団体における情報連携プラットフォーム(番号制度に係る中間サーバー等)の構築に係るソフトウェアの一括開発を実施。 ・番号制度の円滑な導入に向けた、情報提供ネットワークシステムの円滑かつ効率的・安定的な運用に向けた所要の検討等を実施。	0052
(24)	地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度と の連携・活用のための検討に要する経費(平成23年 度)	9 百万円 (7 百万円)	4 百万円	3百万円	_	各地方公共団体の地方税務システムを社会保障・税に関わる番号制度に適切に 対応させるための調査研究の実施、検討会の開催を行い、税務システムの改修ポイントや効率的な改修方法について検討を行う。	0053

(25)	人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務(平成25年度)	-	_	11百万円	_	人事院構築の 人事・給与関係業務情報システム (以下「人給システム」) による毎月の給与計算処理は、多岐にわたりかつ多量なデータについて 1 週間程度といった限られた期間内で実施しなければならず、不測の事態が発生した時には、原因究明の上、速やかに対処 (場合によっては、人給システムの構築元である人事院へ問合せ表を発行し対処) する必要があるなど、迅速かつ正確な対応が求められる。このためには、人給システムに関する高度な専門知識を有する者に外部委託等を実施し、人事・給与関係業務の効率化・合理化を図る。	新25-0011
(26)	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究(平成 25年度)	_	_	60百万円	8	番号制度を活用した電子行政サービスのあり方について調査研究を実施するとともに、必要な情報提供、助言等を行うことにより、各地方公共団体の主体的な取組の支援に寄与。	新25-0012

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

^{※4} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省25一⑩)

										(小心4万 巨	120 107		
	政策名 ^(※1)	政策10:情報通信技術の研究	開発・標準化の推	進				情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課	作成責任者名田原		技術政策課長		
	政策の概要	我が国の国際競争力の強化や に推進する。	安全・安心な社会	の実現に向けて、愉	青報通信技術の研究	開発及び標準化		情報流通信回席報刊別 牧御成泉課 情報セ 情報流通振興課 情報セ キュリティ対策室	公野「政策はる」の位	值信(ICT政策))		
基本目標語	目標【達成すべき目標及び 役定の考え方・根拠】	国民がICTの真価を実感できるのために必要な技術を確立す	るユビキタスネット ·る。	- ワーク社会の実現	に向けた情報通信技	技術の研究開発・	標準化を推進し、我が国の	の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実	現 政策評価実施予定時期 平成2	6年8月			
	45.45.07	201 to 100	44.46.74	(%2)									
	施策目標	測定指標	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度		K準・目標年度)の設定の根拠					
題解》	競争力の強化及び社会問 決に資する研究開発を効 ・重点的に推進し、研究	外部専門家による評価 において、当初の見込 1 みどおりかそれを上回 る成果があったと判定 された課題の割合	80%	24年度	80%	25年度	研究開発・標準化の進捗	及び目標達成度を客観的に評価・把握するだ	-め、外部専門家による評価を打	旨標として設気	Ξ.,		
に、	D成果を展開するととも 「グローバルスタンダー 策定に貢献すること	情報通信技術の研究開 2 発の評価に関する会合 の開催回数	4回以上	24年度	4回以上	25年度	研究開発評価の実施状況を適時適切に把握するため、外部専門家による情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の を指標として設定。						
	達成			: 頃(執行額) ^(※3)	25年度 ^(※3)	関連する		達成手段の概要等		平月	成25年行政事業		
	(開始	年度)	23年度	24年度	当初予算額	指標		建 以于权 V 侧安守					
(1)	準天頂衛星時刻管理系記 (平成24年度)	没備の運用に必要な経費	_	79百万円	79百万円	_	ることで、ビル陰等の影 平成23年度まで総務省が	準天頂衛星システムは、我が国において常に天頂方向に衛星が見えるように準天頂衛星軌道に衛星を配置ることで、ビル陰等の影響を受けない高度な衛星測位サービスの提供を可能とするもの。 平成23年度まで総務省が研究開発に取り組んだ準天頂衛星初号機「みちびき」システムの時刻管理系設備 ついて、引き続き運用を行う。					
(2)	戦略的情報通信研究開身 (平成14年度)	発推進制度	2,689百万円 (2,594百万円)	2, 340百万円	1,850百万円	1	ベーション推進型)の研 募し、「国の研究開発評	イノベーション創出型、若手ICT研究者等育店 究開発課題を大学・独立行政法人・企業・均 価に関する大綱的指針」に従い制定した「終 段階の評価を経て、優れた課題を採択し、も	と方公共団体の研究機関などから 務省情報通信研究評価実施指針	広く公	0055		
(3)	戦略的国際連携型研究間 (平成23年度)	開発推進事業	0百万円 (0百万円)	379百万円	379百万円	1	(ICT) 分野の研究開発	共同の研究開発テーマを設定し、日本と外国を推進する。これにより、更なるイノベーシ 我が国の国際競争力の強化に資する。	図の研究機関の連携による情報 関の研究機関の連携による情報 関系の 関係では 関係である。 関係で。 関係です。 関係です。 関係です。 関係です。 関係です。 関係です。 関係で。	通信技術 際標準	0056		
(4)	ビッグデータ時代に対成 の確立等 (平成25年度)	さするネットワーク基盤技術	-	0百万円	4, 530百万円	1	り、情報通信ネットワー ヒック制御能力に限界を	ーなどから集まる多種多量データ(ビッグラウに流れる通信量(トラヒック)が一層増大 迎える。そのため、ビッグデータの流通をま 設定・運用を可能とするネットワーク基盤打	こし、近い将来にネットワークの ええる情報通信ネットワークを	ントラ ミ現に向	0057		
(5)	情報通信分野の研究開発 (平成4年度)	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	30百万円 (30百万円)	30百万円	30百万円	2	る課題の抽出及びその研 を、外部専門家・外部有	界からの意見等を踏まえ、今後緊急かつ重点 究テーマの推進方策について調査・検討を行 識者による研究開発評価により適切に実施す び研究開発成果の公表・展開を図るための原	テう。また、法令等に基づく政策 ゙る。あわせて、過年度終了研究	き 評価等	0058		

(6)	情報通信分野における標準化活動の強化 (平成16年度)	167百万円 (119百万円)	166百万円	166百万円	1	情報通信技術をグローバルに展開するための国際戦略の一環として、情報通信分野における国際標準化活動 を強化することを通じて、我が国の情報通信分野における国際競争力を高める。	0059
(7)	先進的ICT国際標準化推進事業 (平成24年度)	_	385百万円	385百万円	1	我が国が技術力の面で他国と比べて優位性を有する先進的なICT分野における通信規格の国際標準化に当たり、単に原理を提案するだけでなく、当該通信規格を組み込んだシステムやサービスの実証実験を行い、その実用性を十分に検証した上で、説得性の高い提案を行うことにより、国際標準の獲得を推進し、我が国の国際競争力を強化。	0060
(8)	ICT環境の変化に対応した情報セキュリティ対応方 策の推進事業 (平成23年度)	0百万円 (0百万円)	243百万円	3,067百万円	1	利用者の行動特性等に応じて不正な通信の痕跡を発見し、ネットワークへの侵入及びマルウェアの感染等のサイバー攻撃による被害の程度並びに被害に至った経緯を明らかにする技術、及び当該情報に基づきサイバー攻撃への動的な防御を実現する技術を確立する。	0061
(9)	国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究 開発 (平成23年度)	632百万円 (615百万円)	555百万円	580百万円	1	国内外のインターネットサービスプロバイダ(ISP)、大学等との協力によりサイバー攻撃、マルウェア等に関する情報を収集するネットワークを国際的に構築し、諸外国と連携してサイバー攻撃の発生を予知し即応を可能とする技術について、その研究開発及び実証実験を実施する。	0062
(10)	脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 (平成23年度)	923百万円 (845百万円)	703百万円	600百万円	1	現在限られた場所でのみ使用可能なブレイン・マシン・インターフェイス(BMI)技術(脳の情報を解読し、手足・言語を介さず直接機器等を制御する技術)を、ネットワークを活用することで日常生活においても適用可能とする研究開発等、社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果を展開する。	0063
(11)	電磁波エネルギー回収技術の研究開発 (平成24年度)	_	200百万円	199百万円	1	生活空間に存在する電磁波エネルギーをより効果的に捕捉・回収・再利用するための基盤技術を確立し、平時のみならず非常用としても活用可能な電源確保を実現することで、当該分野における我が国の国際競争力の強化及び安全安心な国民生活の実現に寄与する。	0064
(12)	小型航空機搭載用高分解能合成開ロレーダーの研究 開発 (平成24年度)	_	950百万円	950百万円	1	(独) 情報通信研究機構が開発し、災害発生時の被災状況把握等に有用とされる航空機搭載合成開口レーダー (Pi-SAR2) の実用化のための技術を確立し、Pi-SAR2と同等の性能を有しつつ、セスナ等の小型航空機等にも搭載可能な小型航空機搭載用合成開口レーダーを実現することで、当該分野における我が国の国際競争力強化及び安全安心な国民生活の実現に寄与する。	0065
(13)	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発 (平成24年度)	_	3,000百万円	2, 556百万円	1	伝送方式の高性能化や新型ファイバの導入等により、ネットワーク全体の毎秒400ギガビット級の超高速大容量化と低消費電力化を同時に実現する技術を確立し、当該技術の国際標準化を推進することで我が国の光ネットワーク技術の国際競争力向上に資する。	0066
	「モノのインターネット」時代の通信規格の開発・ 実証 (平成24年度)	_	200百万円	402百万円	1	現状のモバイルネットワークは、人間の利用を前提として設計されており、ネットワークにつながれた機械同士が相互に情報交換するM2M (Machine to Machine) 通信を扱うと、過度に集中した通信要求を処理しきれなくなるという課題がある。そのため、M2M通信の特性に対応した通信制御技術を開発するとともに、国際電気通信連合 (ITU) 等における国際標準化を推進し、我が国の情報通信産業の国際競争力の強化を図る。	0067

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省25一⑪)

政策名(※1)	政策	策11:情報通信技術高度利活用 <i>の</i>	推進				情報流通行政局 情報流通振興課	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長小笠原 陽一		
政策の概要	化、		・安全な利用環境の整備等により、 る環境の整備、先進的社会システム				マレン・ロース マンド マンド マンド・マンド マンド・マンド マンド・マンド マンド・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・	分野【政策体系上の位 置付け】	情報通信(ICT政策)		
基本目標【達成すべき目標及び目標設 定の考え方・根拠】	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。 政策評価実施予定時期 平										
施策目標		測定指標	基準(値)	(※2) 基準年度	- 目標(値)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠 :					
	1	オープンデータのためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数 (年度毎)	5件	24年度	5件	25年度	価値あるデータの連携による創造的新事業・新サービスの創 仕様書、運用ガイドライン等の作成数を指標として設定。	出促進に資することか	ら、総務省におけるシステム実装詳細		
	2	ビッグデータの情報流通に関する新たな調査手法及び評価 手法の確立	(新規施策)	-	確立された調査手法及び評価手法により、ビッグデータの情報量を体系的に把握	28年度	ビッグデータの利活用により我が国の社会的課題の解決や市 情報量を体系的に把握するべく、情報流通に関する新たな調査				
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	3	スマートテレビに係る標準規 格の策定及び一般公開	実証実験を行うことにより、技術 の有効性の検証、課題の整理等を 実施	24年度	技術規格の標準化を推進	25年度	スマートテレビの国内規格の策定を推進することで、国際規格	各への反映に資するため)、指標として設定。		
	4	放送コンテンツの二次利用の権利処理(支払明細書確認業務)作業時間の削減率 ※「作業の効率化を実施した場合の作業時間)と、「実施しなかった場合の作業時間)の比較により算出	28%	24年度	50%	25年度	放送コンテンツの二次利用の権利処理(支払明細書確認業務 が期待されるため、指標として設定。)の作業時間を短縮す	ることで、放送コンテンツの流通促進		
	5	海外放送局との国際共同製作 事業企画数 (年度ごと)	15件	23年度	40件	25年度	国内の放送局や番組製作会社と海外放送局との国際共同製作 るため、指標として設定。	を推進することで、我	が国のコンテンツ海外展開が期待され		

	6		自治体業務の連携に必要な業務プロセス等の見直しに伴う課題を整理	24年度	自治体業務の連携に必要な 業務プロセス改革等のモデ ルを完成、公表	26年度	自治体における効果的・効率的なバックオフィス連携を実現するため、自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等の モデルの策定、公表を目標として設定。
	7	ティが確保された行政サービ	携帯電話端末に本人情報等(ID・パスワード)を格納し、行政サービスを利用するための実証実験を実施	23年度	セキュアな環境における携帯電話端末への本人情報等 (電子証明書)を格納し、電子行政サービスを利用するための技術的課題の整理 及び技術仕様の策定等	25年度	携帯電話による情報セキュリティが確保された行政サービスの利用を実現するためには行政窓口と同等レベルの本人確認 が求められると考えられるところ、セキュアな環境における携帯電話端末内の耐タンパデバイスへ本人情報等を格納し、 携帯電話を活用した電子行政サービスの利用に係る課題の整理及び技術仕様の策定等を指標として設定。
	8	全省庁統一参加資格審査のためのシステムの稼働率 ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間	99. 5%以上	24年度	99. 5%以上	25年度	全省庁統一資格審査及び調達情報の提供を円滑に行うため、当該事務処理を行うシステムが安定的に稼働する必要があるため、指標として設定。 システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値として設定。
	9	電気通信行政情報システムの 稼働率 ※稼働率= (サービス提供時間-障害停止時間) /サービス提供時間	99.5%以上	24年度	99. 5%以上	25年度	業務支援システムの維持運用においては、業務に影響を与えないようシステムが安定的に稼働することが必要であるため、指標として設定。 システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値として設定。
	10	ICTを活用した街づくりの目指 すべき姿としての「ICTスマー トタウン」プロジェクトの実 施件数(累計)	5.笛所	24年度	20箇所	27年度	「ICT成長戦略会議(第2回)」(平成25年4月15日)において、実証プロジェクトの実施目標として示されたことから、指標として設定。
	11	字幕放送対象の放送番組 (※) の放送時間に占める字幕放送 時間の割合 ※7時から24時までの間に放送される番組のうち、技術的に字幕を付すことがで まない放送番組等を除く全ての放送番組	77%	20年度	100%	29年度	「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成
ICT利活用により社会課題の解決を推進すること	12	字幕放送対象の放送番組 (※) の放送時間に占める解説放送時間の割合 ※7 時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組	1 %	20年度	10%	29年度	- 29年度まで)として定められていることから、指標として設定(左記の目標値は、NHK (総合)及び在京キー 5 局等の場合)。
	13	医療分野におけるICT利用環境を整備するためのICTシステムに関する技術仕様等の公表	実証実験を行うことにより、医療 情報連携基盤の有効性の検証及び 課題の整理等を実施	24年度	医療情報連携基盤を高度に 活用した在宅医療・介護 ICTシステムについて、通 信規格を含む技術仕様・運 用方針を作成・公表	25年度	地域の医療機関・薬局・介護施設等が保有する患者・住民の医療健康情報を、安全かつ円滑に収集・蓄積・共有するため の医療情報連携基盤を普及・展開することにより、医療の質の向上や医療費の適正化等、超高齢社会における課題の解決 が図られるため、指標として設定。
	14	教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン等の作成・公表		22年度	小学校、中学校及び特別支援学校それぞれの学校種(3種)の特性に応じ、児童生徒1人1台の情報端末による教育分野の本部場所に済するガイドライン等を作成・公表	25年度	教育分野におけるICTの利活用は、授業の双方向性を高め、情報化に対応した教育の充実、児童生徒の学習・授業参加意欲やICT利活用能力の向上につながるものであることから、文部科学省と十分な連携を確保した上で、教育分野におけるICTの効果的な利活用の促進を図るため、ネットワーク環境や情報セキュリティ要件など情報通信技術面に関する課題を抽出・分析するとともに、学校でICT環境を構築・運用するためのガイドライン(手引書)等をとりまとめることから、指標として設定。
	15	するITU-T (電気通信標準化部 門) の今期研究会期 (25年度	ITU-Tに寄書提案を行うととも に、会合等において我が国の考え 方を主張し、各国との調整等を行 うことで、我が国の意見が勧告案 に反映	24年度	勧告化に向けた標準化活動 を実施	28年度	ICT利活用による環境負荷軽減に向けた実証実験の成果から得られたベストブラクティスやICT利活用による環境影響評価
	16 F	ITU-Tの今期研究会期(25年度 ~28年度)標準化活動における 我が国側からの寄書提案数 ※基準(値)は24年度の件数、目標(値)は 25年度~28年度の合計件数	13件	24年度	25件以上	28年度	- 手法等について国際標準化を図ることで、ICT利活用による環境負荷軽減の取組を促進するとともに、本分野での国際競争力強化を図るため、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、指標として設定。
	17	(1)テレワーク導入企業数 (2)全労働者数に占める雇用型 在宅型テレワーカー数の割合	確認中	24年度	(1)24年度比で3倍 (2)10%以上	32年度	「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日)に雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されており、同工程表において2020年にはテレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にすることが目標とされていることから、指標として設定。
					20		

•		1	-				,
	18	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施	情報通信政策の立案に資する調査 分析を継続的に実施	24年度	適時適切な情報通信政策の 立案・遂行及び調査分析の 継続的実施	25年度	市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することは、情報通信政策の立案・遂行の基礎資料となる。また、IT基本法第14条(統計等の作成及び公表)において、政府が高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、公表しなければならないとされていることから、指標として設定。
	19	地域のICT利活用率(全国市町 村のうちICT利活用を実施して いる市町村の割合)	7.1%	21年度	倍增	25年度	「新成長戦略」において、「光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める」とされており、遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供など、公共的な分野において、広域連携を前提とした委託事業を実施した成果等を活用し、効果的・効率的なICTの普及を図るため、ICT利活用率を指標として設定。
	20	自分でインターネット等各種 メディアを主体的に誘か解く 能力を向上させるためのモデルシステムのシステム要件等 を公表	学習効果の高いコンテンツや利用 環境の検証、課題等の整理	24年度	それぞれの実証フィールド の特性を踏まえ、PDCAサイ クルによるコンテンツの更 新、システムの改善等に取り組み、より実効性の高い 普及モデルを公表	25年度	近年、インターネット、携帯電話等が広く普及しており、国民は社会生活を送る上で不可欠・有益な情報を多様なメディアから入手しており、その一方で掲示板やソーシャルネットワークサービス(SMS)等の書き込み型サイトの利用を通じた青少年被害・トラブルの多発等が社会問題化している。また、デジタルシニアと呼ばれるようなICTを積極的に利活用する高齢者層が一部で現れる中、インターネットにアクセスできないことによる新たな格差の発生が高齢者を中心に懸念される。 こうした中、子どもから高齢者までインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力の向上を図るためのモデルシステムに関する調査研究・開発に取り組むことから、指標として設定。
	21	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実	障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成を実施	24年度	引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を 支援することで、障害者・ 高齢者向けのICTサービス の充実を推進	25年度	障害者基本法に基づき策定される障害者基本計画において、国が取り組むべき施策分野として「情報・コミュニケーション」が掲げられる予定であり、ICTを活用したサービスの充実は、障害者や高齢者の自立・社会参加を支援するとともに、デジタル・ディバイドの解消に寄与するため、指標として設定。
	22		被災地が抱える医療、避難者への情報提供、環境等の課題について、当該課題にICTを活用して解決する取組を行う自治体に対して補助金を交付	23年度	補助金により導入したICT を活用し、被災地の復興及 び被災者の暮らしの再生を 実	32年度	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)において、復興期間が10年間と定められているため、指標として設定。 なお、地域により被災の程度等が異なるため、定量的な目標設定は困難。
	23	地域公共ネットワーク等の強 靱化に取り組んでいる自治体 数	18自治体	24年度	実施自治体数の増	25年度	災害発生時においても指定避難場所等を含む地域の主な公共機関等が通信・放送網切断による情報遮断を起こさないよう、地域における公共ネットワーク等を強靱化するため、強靱化の主たる実施主体となる自治体数 (累計) を指標として設定。
	24	住民等へ確実に災害関連情報 を伝達できる防災情報通信基 盤の構築に取り組んでいる自 治体数	8 自治体	24年度	実施自治体数の増	25年度	災害発生時においても住民等へ確実に災害関連情報を伝達することができる防災情報通信基盤を整備するため、整備主体 となる自治体数 (累計) を指標として設定。
	25	防災・減災関連情報等の流通・連携促進のためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数	(新規施策)	-	8件	25年度	国や自治体等が保有する防災・減災関連情報を始めとする様々な情報(気象情報、被害情報、避難所情報、自治体行政情報、観光情報等)を加工したり組み合わせたりして、防災・減災や地域活性化に資する情報サービスを作成することを支援するためのシステム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数を指標として設定。
ICT利活用のための基盤を整備すること	26	育成に有用な機能拡充した遠	遠隔教育システムへ産学連携による実践的ICT人材育成に有用な教材等の蓄積、共有	24年度	実践的ICT人材を継続的に 育成するための仕組みを検 討、検証の上、モデル化 し、公表	26年度	産学連携による実践的ICT人材の育成を促進するため、遠隔教育システムの利用を促進するとともに、その機能充実における有効性やインセンティブ等につながる仕組みの策定を指標として設定。
	27	高度ICT利活用人材の育成に有用なガイドライン等の開発と公表	高度ICT利活用人材の育成に有用 なガイドラインの開発	23年度	高度ICT利活用人材を継続 的に育成するための仕組み を検討、検証の上、モデル 化し、公表	25年度	高度ICT利活用人材の育成を促進するため、開発したガイドラインの普及を図るとともに、その有効性やインセンティブ等につながる仕組みの策定を指標として設定。
	28	(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催回数	(1) 各電子署名等サービスの用途 に応じた安全性等の調査の実施 (2) 3回	24年度	(1)技術調査の適切な実施 (2)3回以上	25年度	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。

達成手段	補正後予算	額(執行額) (※3)	25年度 ^(※3)	関連する	that the investment	平成25年行政事業
(開始年度)	23年度	24年度	当初予算額	指標	達成手段の概要等	レビュ一事業番号 (※4)
(1) 地域情報化の推進方策に関する調査研究(本省) (平成20年度)	20百万円 (4百万円)	180百万円	144百万円	19	地域におけるICT利活用の推進方策や効果検証のあり方等に関する総合的な調査を行うとともに、ICT利活用事業を行う地域の要請に基づきICT人材の派遣を行うことで、地域の情報化を推進する。	0072
(2) 情報読解・活用能力等(メディアリテラシー)向上のための取組 の推進 (平成18年度)	17百万円 (12百万円)	31百万円	26百万円	20	図書館・公民館・児童館などの公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力等を向上させるための学習効果の高いコンテンツ、利用環境の検証を行う。平成25年度おいては、引き続き実証研究を実施し、平成24年度の実証研究の成果を踏まえ、PDC4サイクルによるシステムの改善、育成コンテンツの更新等に取り組み、より実効性の高い普及モデルを検討する。	0073
(3) 高度ICT利活用人材育成プログラム開発事業 (平成23年度)	200百万円 (137百万円)	196百万円	150百万円	27	ICTの高度な活用を通じて企業・組織の戦略を立案・実施ができる人材(高度ICT利活用人材)を効果的に育成するため開発したガイドラインを活用し、継続的に同人材を育成できる仕組みを構築する。	0074
(4) 遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業 (平成24年度)	_	160百万円	83百万円	26	産学連携による人材育成の実施団体や遠隔教育システムの導入団体等で構成する会議体を組成し、産学連携により実践的ICT人材を育成する上で有用な知見や教材等の共有化やそのためのルールづくり等の作成と利用拡大を行うことにより、同人材を継続的に育成できる仕組みを構築する。	0075
(5) 通信・放送分野における情報パリアフリー促進支援事業 (平成13年度)	71百万円 (68百万円)	148百万円	119百万円	21	通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を通じて、障害や年齢によるデジタル・ ディバイドを解消し、障害者や高齢者の生活の質の向上を図る。	0076
(6) 字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年度)	402百万円 (399百万円)	401百万円	468百万円	11, 12	字幕番組等の制作に対する助成を通じて、その普及を促進する。	0077
(7) スマートテレビ等の標準化に関する実証実験 (平成24年度)	_	200百万円	198百万円	3	放送の完全デジタル化等により今後急速な普及が見込まれるスマートテレビやスーパーハイビジョンについて、放送の公共性や視聴者の利便性に配慮したコンテンツの表示技術や、より効率的な圧縮・伝送 技術などの実証実験を通じ、これらの技術に関する規格の国際標準化と、その普及を推進する。	0078
(8) コンテンツ海外展開促進事業 (平成24年度)	_	3, 200百万円	1,504百万円	5	日本の放送局等と海外の放送局が連携してコンテンツを製作・発信する取組を促進するため、海外の放送局とのマッチングを支援し、その効果や課題を検証する。	0081
(9) 全省庁的統一資格審査実施経費 (平成24年度)	_	123百万円	136百万円	8	政府調達 (公共事業を除く) 手続の電子化に係る取組の一環として、政府内における調達情報の一元提供や入札参加資格審査の統一を図り、入札参加企業の利便性の向上及び負担軽減並びに行政事務の効率化を目的として、物品・役務等の入札参加資格について全省庁統一参加資格審査を実施する。	0083
(10) 電気通信行政情報システムの維持運用 (昭和49年度)	419百万円 (400百万円)	352百万円	352百万円	9	電気通信行政に関わる法令等に基づく許認可等の業務処理を行うための情報システムである、「電気通信行政情報システム」の維持・運用を行う。	0084
(11) 国民本位の電子行政実現のためのバックオフィス連携推進事業 (平成24年度)	_	50百万円	50百万円	6	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定することにより、効果的・効率的なバックオフィス連携を推進。	0085
(12) フューチャースクール推進事業 (平成22年度)	1,065百万円 (895百万円)	1, 100百万円	494百万円	14	小学校10校、中学校8校及び特別支援学校2校の実証校による実証研究の成果を踏まえ、教育分野における1CT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表し、教育現場の実態に即した1CT利活用を促進する。	0087
(13) ICT分野における低炭素社会促進事業 (平成23年度)	405百万円 (340百万円)	40百万円	40百万円	15, 16	ICT利活用による環境負荷軽減に向けた実証実験の成果から得られたベストプラクティスやICT利活用による環境影響評価手法を、ITU-Tへ寄書提案、国際標準化を図ることで、ICT利活用による環境負荷軽減の取組を促進するとともに、本分野での国際競争力強化を図る。	0088
(14) 中小・ベンチャー企業向け先進的クラウドサービス創出支援事業 (平成23年度)	199百万円 (124百万円)	88百万円	88百万円	1	中小・ベンチャー企業に対して、独立行政法人情報通信研究機構(NICT)の有する超高速ネットワーク (JGN-X) や研究成果、政府統計等の統計データが利用可能なクラウドサービスの開発環境等を提供 し、技術的課題の調査を実施する。	0090
(15) テレワーク全国展開プロジェクト (平成24年度)	-	70百万円	70百万円	17	全国の民間企業に対して、テレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ、セキュリティレベル・業務 内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立し、その周知普及を行うことにより、テレワークの普 及を図る。	0091
(16) 情報通信政策のための総合的な調査研究 (昭和60年度)	136百万円 (136百万円)	114百万円	105百万円	18	我が国が直面している経済・社会の様々な課題に対してICTの果たすべき役割に関する総合的な観点からの調査分析を継続的に実施することにより、適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資する。	0092

(17)	情報流通連携基盤構築事業 (平成24年度)	_	300百万円	300百万円	1	関係府省及び官民による推進体制の下、民間企業等による実証実験等を実施し、オープンデータ流通環境の整備に向けた共通APIの開発・国際標準化、データの2次利用に関するルールの検討、オープンデータ化のメリット可視化等による普及・展開活動の実施を推進する。	0093
(18)	情報流通連携による防災減災・地域活性化推進事業 (平成24年度)	-	0百万円	601百万円	25	国や自治体等が保有する防災・減災関連情報を始めとする様々な情報(気象情報、被害情報、避難所情報、自治体行政情報、観光情報等)を加工したり組み合わせたりして、防災・減災や地域活性化に資する情報サービスが容易に作成できる仕組み(防災・減災分野等における情報流通連携基盤共通API)の開発・実証を行う。	0094
(19)	情報セキュリティの高度化に関する調査研究 (平成16年度)	55百万円 (51百万円)	55百万円	55百万円	28	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定制度の円滑な実施・運用に資する調査研究や普及啓発 活動を通して電子署名の利用を促進し、ネットワークを利用した社会経済活動を推進する。	0095
(20)	ICTを活用した新たな街づくり実現のための環境整備 (平成24年度)	_	377百万円	416百万円	10	ICTを活用した新たな街づくりの有効性を検証するための社会実証プロジェクトを実施することで、ICTの活用により、我が国が抱える複合的な課題の解決や経済活性化・雇用の創出等を図る。	0096
(21)	ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証 (平成24年度)	-	0百万円	3, 301百万円	10	センサー、ワイヤレス、クラウド等のICTを活用した新たな街づくりに必要となる共通技術について、 技術的側面から実環境で実証し、災害に強く成長する街づくりの実現、超高齢社会への対応、地域経済 の活性化、雇用創出等、地域が抱える課題の解決を図る。	0097
(22)	地域公共ネットワーク等強じん化事業 (平成24年度)	_	0百万円	12,005百万円	23	災害発生時においても指定避難場所等を含む地域の主な公共機関等が通信・放送網切断による情報遮断を起こさないよう、地域公共ネットワーク等の強靱化に係る補助事業を通じて、自治体等を支援する。	0098
(23)	スマートグリッドの通信ネットワーク技術高度化実証事業 (平成24年度)	_	1百万円	599百万円	16	今後、スマートグリッドが普及展開するにあたり、スマートグリッドに接続された個々の機器から発生する電力使用情報等の小規模データが通信ネットワーク全体に大量に流れて大きな負荷がかかった場合でも、通信の安全性・信頼性を確保する通信ネットワークの技術を確立するための実証を実施。	0099
(24)	防災情報通信基盤整備事業 (平成24年度)	_	0百万円	2,991百万円	24	災害発生時においても住民等へ確実に災害関連情報を伝達することができる防災情報通信基盤を整備するため、防災情報通信基盤の整備に係る補助事業を通じて、自治体を支援する。	0100
(25)	次世代衛星放送テストベッド事業 (平成24年度)	_	0百万円	3,069百万円	3, 5	放送の完全デジタル化等により世界的にも急速な進展が見込まれる、4K・8K (スーパーハイビジョン) やスマートテレビ等のサービスについて、効率的な圧縮・伝送技術などの実証を通じ、これらの技術に関する仕様等の策定を促進し、サービス実用化を加速化させる。	0101
(26)	地域情報化の推進方策に関する調査研究(地方) (平成18年度)	40百万円 (25百万円)	32百万円	47百万円	19	地域固有の実情を反映した地域情報化の推進のため、総合通信局により、これまで総務省が行ってきた補助事業等のうち優れたものや各地域での独自な取組等について普及展開活動等を実施し、地域ICTの利活用率を向上させる。	0102
(27)	被災地域情報化推進事業 (平成23年度)	0百万円 (0百万円)	2, 119百万円	1, 192百万円	22	東日本大震災の被災自治体に対し、当該自治体が抱える課題をICTを活用して効率的・効果的に解決する取組を支援することで、東日本大震災からの復興を促進する。	0105
(28)	クラウド時代に対応したコンテンツ流通環境整備推進事業 (平成25年度)	_	_	260百万円	4	動画配信サービスの普及や多様な情報端末の登場に対応して、様々なチャネルで迅速・効率的に放送コンテンツを流通させるための環境整備を進める。	新25-0013
(29)	番号制度等に対応した情報連携に関する実証等 (平成25年度)	_	_	50百万円	7	本人情報等を安全・適切に携帯電話端末に格納し、行政キオスク端末を用いた行政サービスの利用を可能とするための技術的検証を実施。	新25-0014
(30)	医療情報連携基盤高度活用事業 (平成25年度)	_	_	260百万円	13	地域の医療機関等が保有する患者・住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に収集・蓄積・共有するための医療情報連携基盤について、通信ネットワーク、クラウド技術、医療機器、モバイル端末等を活用した、安全かつ利便性の高い「在宅医療・介護IGTシステム」等に関する実証を通じて、効果の検証及び課題の整理を行うとともに、当該システムに関する技術仕様・運用方針等の確立を図る。	新25-0015
(31)	教育分野における最先端ICT利活用に関する調査研究 (平成25年度)	_		150百万円	14	平成22年度から開始された「フューチャースクール推進事業」では、学校現場におけて10T利活用が定着し、習熟化してきており、運用の工夫、研修等によるノウハウの蓄積で対応がなされているが、家庭学習との連携における校外ネットワークからのアクセス時のセキュリティ制御、普通教室における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のための効果的な1CT利活用方法等、現行の環境のままでは解決できない課題が判明してきている。このため、誰でも使いやすい1CT環境を実現するために、最先端の技術を踏まえ、デバイス、アプリケーション、クラウド・ネットワーク、セキュリティを統合した、最適なシステムの検証を行い、学校が求める1CT環境の技術的要件を整理し、報告書にまとめる。	新25-0016
(32)	「ビッグデータ」の情報流通量及び社会経済的価値の評価に関する調査研究 (平成25年度)		_	28百万円	2	ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータについて、その情報流通の実態を把握し、当該情報の持つ社会経済的価値を定量的に把握するため、情報流通に関する新たな調査手法及び評価手法を確立し、ICT施策のための基礎データの整備に資することを目的とする。	新25-0017

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25-12)

政策名(※1)	政策	12:放送分野における和	川用環境の整備								情報流通行政局 総務課長 奈良 俊哉
		を の完全デジタル化やメ [・] て検討・実施する。	ディアの多様化を踏まえ	、多様な国民視	聴者のニーズに応え	るための放送	政策に資する放送制度の在り方に	担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他 4 課室	分野【政策体系上の位 置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及 び目標設定の考え方・根拠】	放送とし	の完全デジタル化やメラ て必要な国際放送の実施	ディアの多様化を踏まえ、 近をNHKへ要請し、我が国	多様な国民視耶 の対外情報発信	恵者のニーズに応える 力を強化することに	ための放送制 より、日本の	度の在り方について検討・実施し プレゼンス、国際世論形成力を向」	、国民生活の利便とさせる。	性等の向上を図る。また、国	政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策目標		測定指標	基準(値)	(※2)	目標(値)	別中作権の弱点	『理由及び目標(値)(水準・目標	(左座) の乳ウの担加			
旭 來日保		则	△ 本年(順)	基準年度	日保(旭)	目標年度		別と相信の選ん	- 垤田及び日保(個八小牛・日保	+皮/の設定の低拠	
放送の完全デジタル化やメ、 ディアの多様化を踏まえ、 アの多様化を都の二一度 を応えるための放討・実施 にい方について検討・実施 し、国民生活の利便性等の 向上を図ること		完全デジタル放送時代 における政策課題に関 する調査・分析等の実 施	理本・八七竿の中佐	24年度	調査・分析等の成果を政策に反映させるとともに、継続的な調査・分析等の実施	25年度	放送の完全デジタル化やブロート 要な事項について、調査・分析等 して設定。				
我が国の対外情報発信力を 強化するため、テレビ国際 放送の充実を図ること	が国の対外情報発信力を 化するため、テレビ国際放送の受信。 による要請に基づき、 化するため、テレビ国際などの受信。 アレビ国際放送の受信。 定による要請に基づき、 日間での数件を推進し、現が国の対外情報発信力を強化したところ 「関係放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところ 「関係放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところ 「関係放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところ 「関係放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところ を増やして外国人向けテレビ国際放送の発言を図るためには、その受信環境整備(現地の衛星放送やケーブル・										
達成(開始	手段		補正後予算額(執 23年度	行額) ^(※3)	25年度 ^(※3) 当初予算額	関連する 指標		達成手	段の概要等		平成25年行政事業 レビュー事業番号 (※4)
(1) 放送政策に関する調査 (平成19年度)	研究		63百万円 (49百万円)	63百万円	60百万円	1	放送の完全デジタル化やブロード ニーズに応えるための放送制度の 送時代における政策課題に関する	在り方に関する調	査研究・研究会等を行うこと	え、多様な国民視聴者 により、完全デジタル	の 放 0107
(2) 国際放送の実施 (昭和26年度)			3,399百万円 (3,399百万円)	3,398百万円	3, 398百万円	2	海外視聴者を増やして外国人向け より、受信環境の整備を実施する		充実を図るため、諸外国の放	送局への地道な交渉等	0108

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25一③)

												лл Б 2 О 10 /
政策名(**1)	政策	13:情報通信技術利用環境						総合通信基盤局 電気通信事業 音	事業政策課	作成責任者名	総合通信基盤局 事業政策課長 吉田 博史	電気通信事業部
政策の概要	競争	·促進及び利用者利益を確保 :における児童ポルノ等の選	とすることでICT利用者の利便性 量法・有害情報対策の促進、情	向上を促 報通信ネ	おける公正競争ルールの整備等に 進する。また、迷惑メール対策や ットワークの安全・信頼性の向」 情報通信技術に係る利用環境整備	⁵ インター - 等の推進	-層の 担当部局課至名 -ネッ 進によ	他5課室 電波部 電波環境課 情報通信国際戦略局 宇宙通信政	文策課	分野【政策体系上の位 置付け】	情報通信(ICT政	策)
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	ブロ 全・	Iードバンド化、IP化の進展 信頼性を向上させることに	展による市場環境の変化を踏ま こより、安心・安全なインター	え、電気 ペット環境	通信市場において一層の競争の信 危を実現する。	足進を図り	り、ICT利用者の利便性向	上を実現するほか、情報通信ネ	ットワークの安	政策評価実施予定時期	平成26年8月	
				(%2)								
施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	 :	測定指標の選定理由及	び目標(値)(水差	集・目標年度)の設定の植	艮拠	
利活用の基盤となるインフラ 整備の促進により、超高速ブ		超 高 速 ブロー ドバンド サービスの世帯カバー率	97.3% (平成24年3月末時点)	24年度	年 1 %程度増加	25年度)インフラ整備及びその利用の進	捗状況を測るた	め、超高速ブロードバ	ンドサービスの世	帯カバー率及び利用
ロードバンドの利活用向上を実現すること		超 高 速 ブロー ド バンド サービスの利用率	固定系:47.6% 移動系:14.4% (平成24年12月末時点)	24年度	固定系・移動系合わせて年 10%程度増加	25年度	率を指標として設定。なお、これらについては	、本施策のみならず、規制改革等	進により達成を図るもの) .		
電気通信市場動向等を踏まえた公正競争ルールの整備を進めることにより、電気通信事業の更なる発	3	査等による競争状況の評	電気通信事業分野における競 争状況の評価の実施及び省令 改正等の検討		電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令 改正等の検討	25年度	電気通信事業分野の公正競争を確保するために、電気通信市場動向の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施を指標とて設定。					
展を実現すること	4	我が国のブロードバンド 契約者の総ダウンロード トラヒック		24年度	10%程度增加	25年度	電気通信事業分野の発展 定。	の状況を示すものとして、国内じ	SPのブロードバ	ンドサービス契約者の	トラヒック(通信	量)を指標として設
電気通信サービス利用者の苦情・相談対応や迷惑メール対 策及びインターネット上の違 法・有害情報への適切な対応		特定電子メール法に基づく迷惑メール対策の措置 件数		24年度	行政指導等の適切な実施	25年度		ことは適当ではないが、迷惑メ 活動実績を示す指標として設定。	一ル問題を解決	するために、特定電子	メールの送信の適	正化等に関する法律
により、安心・安全なイン ターネット環境を実現すること		電気通信消費者相談センターの苦情・相談件数	相談件数:6,811件	24年度	相談業務の適切な実施	25年度		ことは適当ではないが、電気通 た相談件数を指標として設定。	信サービス利用	者の苦情・相談対応の	実績を示すことか	ら、電気通信消費者
	7	市場調査を行う通信機器 等の台数	50台	24年度	50台	25年度		健全な運用の確保」に向けた行				合数、MRA国際研修会
情報通信ネットワークの耐災 害性向上や通信機器の技術基	8	MRA国際研修会の参加者数	80人	24年度	80人	25年度	(我が国で開催される通	信機器等の相互承認協定に関する	る研修会)の参加	叩者数を指標として設定	Ē.	
準の適合性の確認等を進めることにより、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	9	外部専門家による評価に おいて、当初の見込みど おりかそれを上回る成果 があったと判定された課題の割合	80%	24年度	80%	25年度		を実現するための技術に関する 専門家による評価を指標として記		いて、研究開発・標準	化の進捗及び目標	達成度を客観的に評

	達成手段	補正後予算	額(執行額) (※3)	25年度 ^(※3)	関連する	達成手段の概要等	平成25年行政事業 レビュー事業番号
	(開始年度)	23年度	24年度	当初予算額	指標	建規す权が観女寺	ンピュ ー争来留与 (※4)
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調 査研究 (昭和62年度)	151百万円 (121百万円)	147百万円	140百万円	1 ~ 4	我が国の電気通信分野におけるブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討し、規制の導入に必要な法令などの整備や電気通信サービスの健全な発展の促進等、電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、調査を行う。	0109
(2)	災害時の確実な情報伝達を実現するための技術に関する研究開発 (平成24年度)	_	2百万円	3,098百万円	9	災害時において情報通信ネットワークに大規模な混雑や通信設備の損壊が発生した場合や災害発生により伝送すべき情報量が急増した場合にあっても、重要通信や安否確認のための通信の疎通等を確保するために必要となる情報伝達基盤に関する技術の研究開発を行う。	0110
(3)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事 務経費 (平成6年度)	240百万円 (212百万円)	254百万円	255百万円	5, 6	電気通信事業分野における急速な技術革新に伴い高度化・多様化する電気通信サービスの進展に対応して、電気通信市場の健全な発達・適正な消費者利益を確保するための施策を総合的に実施する。	0111
(4)	児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験 (平成23年度)	472百万円 (450百万円)	472百万円	450百万円	6	インターネット上の児童ポルノ画像の流通・閲覧防止策であるブロッキングは、表現の自由等を確保する観点から、精度の高い方式を安定的に運用する必要があるため、実証実験を通じて、ISPの規模に応じた精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入を支援する。	0112
(5)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための 事務経費 (平成12年度)	51百万円 (38百万円)	68百万円	65百万円	7, 8	情報通信ネットワークの耐災害性の向上やセキュリティの高度化、市場に流通している通信機器の技術基準の適合性確認や日米認証機関間の情報交換を促進することにより、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を図る。	0113
(6)	情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)	915百万円 (13百万円)	2, 358百万円	1,827百万円	1, 2	超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、その基盤となるインフラ整備を促進するため、医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する。	0114
(7)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成6年度)	6百万円 (5百万円)	6百万円	8百万円	5, 6	地域特性に応じた電気通信サービスの消費者行政に係る関係者間の連携強化を図り、行政としての対策や自主的取組の 促進策の検討を進め、以て電気通信サービスの消費者主権の確立を図る。また、青少年を中心として電気通信サービス 利用に伴うトラブル防止のための利用者リテラシーの向上を図る。	0115
(8)	周波数オークションの企画及び実施関係経費 (平成25年度)	_	_	37百万円	_	第4世代移動通信システムの具体的なサービスの動向調査や、諸外国においてオークションが与えた影響等の調査・分析等を実施するとともに、公共セクター等が関与したオークション制度の活用事例の調査等を行い我が国における新たな電波の割当方式の見直しの際に有益となり得る情報の整理を実施する。	新25-0018

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25一個)

										_	
政策名 ^(※1)	政策	策14:電波利用料財源電波監視等	₹の実施				総合通信基盤別		作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長事務取扱 竹内 芳明	
政策の概要	率的また	りな利用を確保することによって こ、電波利用料の予算額について	条の2第4項に規定されているか 公共の福祉を増進すること」に資 [は、3年毎の電波利用料の見直し 『ものについてオープンなプロセス	するもの。 この際、公開に	よる研究会の開催や、パブ	リックコメン	- の募集な		分野【政策体系上の位置 付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設 定の考え方・根拠】	電流	皮監視等無線局全体の受益を直接	その目的として行う事務(電波利用	月共益事務)の	確実な実施を推進することに	こより、電波の	適正な利用を確保する。		政策評価実施予定時期	平成26年8月	
施策目標		加宁杉福	甘油(法)	(%2)	- 目標(値)	(*3)	油中 佐福 今望	⇒ 珊击 Ђ 7 €	口悔(达)(北淮,口博左东) 小乳ウの担加	
他 來口惊		測定指標	基準(値)	基準年度	日保(胆)	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)		の政権の依拠		
	1	重要無線通信妨害への措置率	100%	24年度	100%	25年度	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、航空・海上無線 止するため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。			消防無線など重要無線通信への妨害を防	
	2	総合無線局監理システムの稼 働率(計画停止を除く。)	99%	24年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保	25年度	る全国規模の業務処理システムである総合無線局監		』、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援す Ξ理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響		
	3	無線局免許申請及び無線局再免許申請における電子申請率	65.7% (速報値)	24年度	70%	25年度	一を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、事務の効率化と利用者の利便性向上に資する電子申請の申請率を併せて指標として設定。				
不法電波の監視、無線局監理事務の 迅速化・効率化、電波の人体への影響 調査、標準電波の発射、周知啓発等を 通じ、良好な電波利用環境の整備・維 持を図ること		電波が人体等への影響に関す る調査について、外部専門家 による評価が、当初の見込み どおりかそれを上回る研究成 果があったと判定された課題 の割合	80%	24年度	80%	25年度	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。			る評価を指標として設定。	
	5	標準周波数の精度(周波数標 準値に対する偏差)	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1) 以内	24年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1) 以内	25年度	周波数資源の有効活用に資するため、平原 定。	丈11年郵政	省告示第382号に規定され	れている標準周波数の精度を指標として設	
	6	(1) 電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数(2)電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数(3)安全な無線LANの利用及び設置に関する全国各地での説明会等の開催回数	(1) 21回 (2)3,137件 (3)新規施策	(1) 24年度 (2) 24年度 (3) —		25年度	(1)電波の公平かつ能率的な利用の確保や を指標として設定。 (2)電波の公平かつ能率的な利用の確保を (3)無線LANの安全な利用及び設置に関す 説明会等の開催回数を指標として設定。	図る必要な	があることから、周知啓昇		

		7	電波有効利用技術の研究開発 等において、外部専門家によ る評価が、当初の見込みどお りかそれを上回る成果があっ たと判定された課題の割合	80%		24年度	80%	25年度	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握 門家による評価を指標として設定。	屋するため、外部専	
		8	パーソナル無線の廃止局数 ① 特定周波数終了対策業務 によるもの ② ①によらないもの	① 72局 ② 709局		24年度	①及び②あわせて 1,600局 パーソナル無線の廃止	25年度 27年度	パーソナル無線の使用期限である平成27年11月30日に向けて、特定周波数終了対策業務の活用に の廃止を推進するため、廃止局数を指標として設定。	よるパーソナル無線	
数移行における通じ、	可効利用技術の研究開発、周波 す・再編の促進、条件不利地域等 も電波の有効利用の促進等を 電波の適正かつ能率的な利用を すること	9	消防・救急無線及び市町村防災行政無線(移動系)のデジタル化を実施した市町村数タル化を実施した市町村教の消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合	消防・救急無 40.6% 市町村防災行政 (移動系) 13.2%		24年度	消防·救急無線 100% 市町村防災行政無線 (移動系) 50%以上	28年度	消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市口グ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定		
			携帯電話サービスエリア外地 域に居住する人口(整備要望 がない地域の人口を除く)	5. 2万人		23年度	携帯電話サービスエリア 外地域に居住する人口の 減少を一層推進する	25年度	平成24年度行政事業レビュー (公開プロセス) の議論を踏まえ、携帯電話サービスエリア外地域に居住す備要望がない地域の人口を除く) を指標として設定。終期目標の設定については、平成25年度に事業の在て検討する予定。		
		11	地上デジタル放送の難視対策 世帯数	8.0万世帯		24年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設定。	対策を暫定衛星対策が	
	達成手段 (開始年度)			補正後予算額(執行額)		(**4)	25年度 ^(※4) 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業 レビュー事業番号 (※5)	
(1)	電波の監視等に必要な経費 (平成5年度)			6,928百万円 (6,741百万円)	5, 657百万円		5, 651百万円	1	航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源 を探査するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを実施する。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周 知・啓発活動を行う。	0117	
(2)	総合無線局監理システムの構 (平成5年度)	築と:	運用	5, 791百万円 (5, 565百万円)	6, 628百万円		8,698百万円	2, 3	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施する。 無線局免許人等に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供する。	0118	
(3)	電波の安全性に関する調査及 (平成9年度)	び評·	価技術	843百万円 (695百万円)			750百万円	4	世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的なプロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ検討を進めており、2014~2015年(平成26~27年)頃に取りまとめ予定である。本件は、このような国際的な状況を踏まえ、我が国国民の安心安全のため、(1)WHO優先的研究課題を踏まえた生物学的影響に関する研究(生体電磁環境研究)の実施、29生体電磁環境研究の実施に必要な電波ばく露装置及び人体を模擬した解析モデルの開発等の実施、(3)ペースメーカーへの影響を防止するための調査を実施する。	0119	
(4)	(4) 電波再配分対策 (平成23年度)		26百万円 (4百万円)	30百万円		30百万円	8	パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスプロードパンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の使用期限を定めたため、免許の有効期間到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、これらの利用者に対して無線設備の残存価値等について給付金として支給し、早期の無線局廃止を促進することにより、円滑な周波数再編を確保する。	0120		
(5)	無線システム普及支援事業 (平成17年度)	携帯	電話等エリア整備事業)	5, 483百万円 (3, 489百万円)	3, 58	80百万円	3, 703百万円	10	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局建設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に当該基地局建設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助する。	0121	
(6)	無線システム普及支援事業(ための環境整備・支援) (平成20年度)	地上	デジタル放送への円滑な移行の	42,363百万円 (40,682百万円)	34, 5	34百万円	33,537百万円	11	計画を策定した上で、国の支援等により、中継局、共聴施設、高性能アンテナの整備等を促進 し、難視解消を図る。	0122	

(7)	電波遮へい対策事業 (トンネル) (平成11年度)	2, 462百万円 (1, 538百万円)	2,000百万円	4, 527百万円		高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等 (無線設備、光ケーブル等) の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。	0123
(8)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)	201百万円 (129百万円)	190百万円	200百万円	6	電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問合せ等に対応する。 民間ボランティアに地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から電波の公平かつ能率的な利用を確保する。スマートフォンの急速な普及による移動体通信量の増大に対処するため、安全な無線LANアクセスポイントの整備、無線LANを安全に利用する方策、無線LANに通信を迂回させる有効性等を周知啓発することで、電波の能率的かつ安全な利用を確保する。	0124
(9)	電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)	11,662百万円 (10,828百万円)	12, 231百万円	12,836百万円		周波数のひつ迫状況を緩和するため、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術について研究開発を行う。また、周波数のひつ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数のあ移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、国際機関等と調整を図るとともに、実証試験やその結果の分析を行う。	0125
(10)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成9年度)	503百万円 (417百万円)	499百万円	496百万円		国家標準である標準周波数を定め、標準電波を発射し、無線局の周波数の校正等が行われることにより、無線局の適正な運用を図る。標準電波送信所の2局体制による安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波を発射することによって高精度な周波数等を提供する。	0126
(11)	無線システム普及支援事業 (周波数有効利用促進事業) (平成25年度)	_	_	2, 499百万円	9	周波数使用期限が定められているアナログ方式による消防・救急無線のデジタル化及び市町村防災行政無線のデジタル化を一体で整備する市町村に対し、国が整備費の一部を補助することにより、全国的にデジタル化を促進し、新たな無線需要に即応するため、空いた周波数帯の再編の加速化を図る。	新25-0019

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

^{※4} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※5} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25一⑮)

	政策名 ^(※1)	政策	E15:ICT分野における国際	戦略の推進					報通信国際戦略局 国際政策課 ロ 英司					
	政策の概要	決、	その基本目標達成に向けて、 連携強化を図る。また、多 E及び我が国ICT企業の海外	様な手段を用いた我が					報通信(ICT政策)					
	目標【達成すべき目標及 票設定の考え方・根拠】	二国ワー	国間・多国間等の枠組みによる -ク社会の実現へ貢献する。	る国際的な課題を解決す	るための協調及び	貢献、ICT分野における国際	祭競争力強化に	向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネット 政策評価実施予定時期 平	成26年8月					
	施策目標		測定指標	基準(値)	(%2)	目標(値)	·	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根	拠					
			l		基準年度		目標年度							
による推進に高度は	ニ国間・多国間等の枠組。 こよる国際的な課題を解 けるための協調及び貢献の 能進により、「ネットワー/ は大り、「大ットワー/ は大り、「大ットマー/ は大り、「大ットでは、 は、大ットでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		二国間での定期協議、政 策協議、国際機関等にお ける会議への参画及び意 見交換の実施状況	10回	24年度	APEC電気通信・情報通信大臣を含などの国際会議への参画及び日印閣僚級会合などの2国間での意見交換の実施(10回程度)	25年度	国際会議への参画及び意見交換における協議・交渉を通じて国際的な課題解決のための協調及 て設定。	なび貢献が行われるため、指標と					
社会(の実現へ頁献すること	10T分野に関する協力強化 2 について合意した途上国 との案件数		10件	24年度	10件以上	25年度	ICT分野における諸外国との協力関係の構築により、国際的なデジタルディバイド解消等の影 て設定。	!題解決につながるため、指標 と					
1074	野における国際競争力	3	海外におけるセミナー・ シンポジウムの開催、 ミッション団派遣等の実 施状況	4回 (セミナー等) 4回 (ミッション団)	24年度	4回程度 (セミナー等) 4回程度 (ミッション団)	25年度	毎外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施は、我が国のICT系ため、指標として設定。	野における国際展開支援に資す					
強化は等のな	に向けた海外展開支援 推進により、グローバ 高度情報通信ネット ク社会の実現へ貢献す	4	ICT海外展開の推進の実施 状況	政府の経協インフラ 会議の方針を踏まえ IGT先進事業国際展界 ジェクトの推進	た、 24年度	政府の経協インフラ戦 略会議の方当庁と連ス 原名・デルシ連ス を選携でデルシ連ス の構と単元を ではより、 国際展開 開き推進		ICT海外展開の推進におけるモデルシステム構築・運営の実施は、ICT産業の国際競争力強化に (目標は経協インフラ戦略会議において設定されたものに準拠している。)	資するため、指標として設定。					
		並手		補正後予算額	(執行額) (※3)	25年度 (※3)	関連する	達成手段の概要等	平成25年行政事 レビュー事業番 5					
	(開	冶年 [变)	23年度	24年度	当初予算額	指標	£10,140,160,41	(※4)					
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)			140百万円 (116百万円)	122百万円	122百万円	1, 2	二国間の政策協議及び国際機関等の多国間の枠組みによる会議への参画・意見交換の実施、厚 の貢献、途上国との協力関係の構築及び人材育成セミナーの実施等により、国際的な課題を射 の二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し、ク 高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。	決するため 0107					
(2)	情報通信分野における (平成4年度)	国際	 協力の実施	68百万円 (35百万円)	60百万円	55百万円	2, 3	我が国ICT産業の国際展開の推進及びICT分野における開発途上国への戦略的かつ効果的な協力 ため、開発途上国とのICT分野の協力関係の構築・強化等を目的とした政府関係者との政策対 ともに、当該国におけるICTを活用した社会的・経済的課題の解決策やニーズを充足し、戦略 能なICTシステムを把握するための調査研究を行う。	話を行うと 0120					
(3)	国際電気通信連合(IT (昭和24年度)	U) 3	分担金・拠出金	851百万円 (851百万円)	902百万円	520百万円	1	国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分 信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。ITU憲章に基づく構成 して、連合の経費を賄うための分担金を負担するとともに、我が国からの拠出金により施策を 合における我が国の便益・影響を確保する。	国の義務と 0120					

(4)	経済協力開発機構 (OECD) への拠出 (平成13年度)	32百万円 (32百万円)	31百万円	30百万円	1	OECDの「情報・コンピューター・通信政策委員会(ICCP)」は、インターネットの爆発的普及に伴う電子 商取引拡大等によるセキュリティ、プライバシー、消費者保護等の新たな課題や、ブロードバンド・IPプ ロトコルを使用した通信の普及による新たな競争政策上の課題等に取り組むことが求められている。我が 国もOECD加盟国として、国際的に調和が取れ、我が国国民の利益に資する政策提案が行われるよう、これ らの課題に対する検討作業にこれまで以上に貢献するため、財政上の支援を行う。	0130
(5)	アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 分担金・拠出 金 (昭和54年度)	204百万円 (204百万円)	185百万円	190百万円	1	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)に資金を拠出し、ICTの急速な高度化等に対応できる人材育成やアジア・太平洋域内のデジタル・ディバイドの解消を支援する。また、拠出金により、我が国が強みを有するICT分野について研修員の受入れ、ICT技術者交流等の施策を実施し、その成果をAPT加盟国間で情報共有を図る。これらを通じて、アジア・太平洋地域における我が国のリーダーシップの確保、我が国が強みを有するシステムの国際展開を下支えすることで、ICT産業の国際競争力の強化に取組む。	0131
(6)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)	18百万円 (18百万円)	24百万円	25百万円	2	東南アジア諸国連合 (ASEAN)の情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEAN加盟国の情報通信環境の改善に 資する調査研究、パイロットプロジェクト、セミナー等を実施する。	0132
(7)	ICT海外展開の推進 (平成21年度)	1,201百万円 (1,168百万円)	1, 201百万円	1,021百万円	3, 4	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣及びICT先進事業国際展開プロジェクトの実施等により、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。	0133
(8)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)	116百万円 (104百万円)	116百万円	116百万円	1, 4	今後の情報通信政策の企画・立案、海外市場への国際展開などの国際競争力の強化に資するため、諸外国の情報通信分野に関する基礎的な情報、情報通信の概況、政策動向、サービスニーズ等の最新状況の収集、分析等を行う。海外を対象として、情報発信を行うことにより、我が国のICTに関する諸外国の理解を深めるため、英文ニュースレターの発行、海外報道機関に対する情報提供、総務省情報通信英文ウェブサイトの運営を実施。	0134
(9)	国際経済紛争対策のための経費 (平成10年度)	13百万円 (13百万円)	19百万円	19百万円	1, 4	紛争・交渉が想定される国につき、関係国の規制・政策動向を調査・分析する。 WTO提訴が想定される論点(申立て、被申立て及び第三国参加のいずれも含む。)につき、専門家の観点 から法的に分析したメモランダム(弁護士意見書)の作成を依頼する。	0135
(10)	アジアユビキタスシティ構想推進事業 (平成23年度)	204百万円 (201百万円)	204百万円	184百万円	4	我が国では、これまで多様なICT利活用技術・人材が確立しつつあるところ。これらの技術や知見、経験をアジア各国と共有、諸課題の解決に役立てるとともに、相手国のニーズや事情に合致した先端的なICT利活用技術を海外展開していくために必要な調査研究を行う。対象国を選定の上、①当該国におけるICT利活用分野のニーズ調査、②技術・制度面の課題等の洗い出し、③当該国開発計画と整合性の取れたマスターブランの策定、④ICT利活用システム導入に向けたフィージピリティ調査等を行う。将来的には、こうした取組により、我が国のICT利活用に係る技術や知見・ノウハウの海外普及を促進し、もって我が国技術の国際標準化の実現や我が国ICTシステムの相手国導入等を通じた国際競争力の強化を図る。	0136

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25一億)

政策名(※1)	政策	16:郵政民営化の確実な	推進	_		_	作成責任者名 情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 椿 泰文					
政策の概要	バに関さ反に交に対します。	サルサービスの確保を図 る信書の送達に関する法 る利用者の認知度の向に らに、国の明サービスに きさせていたのに人的 度開催)においては、各	する等の法律に基づきーステムを るため、日本郵政で書ーステムを をしている。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	社等に対する を推進する - ビスのこう。 う。 もつで表の もつである。 もつである。	る必要な監督を行う。信 必要な監督を行うととも 機化のため、万国郵便連信 UPU大会議、アジア=太平 『国提出の議案の採択に努	書便事業に に、新規参 合(UPU)等 洋郵便連合 めるほか、	ついては、民間事業者 入の促進及び信書便に 担当部局課室名 行 (APPU) 大会議 (4年 参加各国と意見・情報					
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	り郵	便局で一体的かつあまねく	トる等の法律に基づき、郵便の役 全国において公平に利用できるこ とにより、利用者利便の向上及 ・	とを確保し	、利用者利便を図ると共に、	国際分野に	務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法によ おいては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取 政策評価実施予定時期 平成26年8月					
				(※2)								
施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度	- 目標(値)	目標年度	· 測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠					
	1	郵政民営化の確実な実施	郵政民営化法等の一部を改 正する等の法律(平成24年6 月27日法律第42号)成立	24年度	郵政民営化の確実な実施	25年度	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵政民営化を確実に行うことにより、利用者利便の向上に資すること から、郵政民営化の確実な実施を指標として設定。					
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本		, 日本郵政グループの健全 な業務運営等	約24,000局 (郵便局数)	24年度	郵便局ネットワーク水 準の維持	25年度						
郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務 運営、事業展開を確保の向上 を図ること	2			約18万本 (郵便差出箱の本数) 月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。) (郵便物の配達)	19年度	郵便サービス水準の維持	25年度	郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。 ・郵便局数(国会附帯決議) ・郵便差出箱の本数(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・郵便物の配達(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・送達日数達成率(日本郵便株式会社 平成25事業年度 事業計画)				
			98.6% (送達日数達成率)	24年度	97%以上	25年度						
信書便事業分野において健全 な競争環境が整備されること により、新規参入が活発にな	3	信書便事業への新規参入	27者	24年度	信書便事業者の参入数 の増加	25年度	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資することから、信書便					
り、同分野におけるサービス の多様化が図られ、利用者利 便の向上を図ること	4	信書便事業市場の規模	約91億円	23年度	信書便事業市場の拡大	25年度	事業への新規参入及び市場の拡大を指標として設定。					
各国との政策協議の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することとは、が	5	二国間・多国間政策協議 への参画	0 🛽	24年度	1 回以上	25年度	環境変化に応じて郵便業務の制度改善を行うためには、政策協議を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集する必要があることから、指標として設定。					
議を推進することより、グ ーコーバルレベルでの郵便業務 D改善を図ること	6	郵便業務の近代化に関す る協力に向けた協議を 行っている国数	0 か国	24年度	1か国以上	25年度	グローバルレベルでの郵便業務の改善を図るためには、郵便業務の近代化を進めようとする新興国・途上国との具体的な関係構築が必要となることから、指標として設定。					
万国郵便連合(UPU)におけ る災害・環境対策の強化及び 条約の法的安定性の確保によ	7	UPU活動への人的貢献 (職員の派遣数)			25年度	F度 UPUにおいて我が国の施策を反映させる観点から、人的・財政的貢献を指標として設定。						
米利の法的女定性の確保により、利用者利便の向上を図る こと	8	UPU活動への財政的貢献 (分担金)	2, 164千スイスフラン (195百万円) ※最高分担等級	24年度	最高分担等級の維持	25年度	M NC 50 V - C 30 / 10 V /					

	達成手段	補正後予算	額(執行額) (※3)	25年度 (※3)	関連する	達成手段の概要等	平成25年行政事業
	(開始年度)	23年度	24年度	当初予算額	指標	建以す权の似女守	レビュ ー 事業番号 (※4)
(1)	郵政行政における適正な監督 (平成15年度)	137百万円 (67百万円)	88百万円	81百万円	1 ~ 4	日本郵政グループ等及び信書便事業者に対し、関係法令等の規定に基づき必要な監督及び検査等を行い、健全な業務運営及び事業展開の確保を求める。また、郵政事業の担う公益性・地域性への貢献、郵便・信書便事業分野の健全な競争環境の整備、その他、郵政事業における利用者利便の向上等についての調査・分析を行い、当該調査・分析の結果を踏まえ、郵政民営化を確実に実施する。	0137
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集 (平成15年度)	57百万円 (30百万円)	51百万円	46百万円	5, 6	諸外国における郵政事業の制度変更やサービス見直し等に関する各種情報を定期的に収集する。また、各国との政策協議あるいは郵便業務の近代化を進めようとする新興国、途上国との協力関係構築のための協議を推進する。	0138
(3)	国際機関への貢献 (平成15年度)	219百万円 (219百万円)	281百万円	232百万円	7, 8	郵便に関する国際制度の策定に当たって我が国の政策を反映するため、UPU・APPUに対して我が国の国力に応じた財政的貢献をしつつ、各種会合での議論に積極的に参画する。また、郵便事業体の災害・環境対策の強化のため、UPUの災害・環境プロジェクトに対して人的・財政的貢献を行う。	0139
(4)	地域における防災・減災への郵政行政の取組の推進 (平成24年度)	-	0百万円	63百万円	1, 2	地方公共団体が定める地域防災計画や東日本大震災等で郵便局や信書便事業者(以下、「郵便局等」という。)が被災地域で貢献した成果等を踏まえ、郵便局等を活用した地域における防災・減災への取組について調査研究を行う。平成25年12月末、報告書とりまとめ予定。	0140

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25-①)

	政策名 ^(※1)	政領	策17:一般戦災死没者追 怕	草等の事業の推進					担当部局	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	総務課管理室 室長 加瀬 德幸	
	政策の概要	一 角	般戦災死没者に対して追悼	草の意を表す事務等を実施	すること					課室名	人比目房総務球官理 <u>主</u>	分野【政策体系上の位 置付け】	国民生活と安心・安全
	目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	先の	の大戦における一般戦災死	没者の追悼に資するため、-	一般戦災につ	いて次の世代に	に伝えていくとともに、兵士、戦	後強制抑留者	音及び引揚者 <i>の</i>	方々の労苦	を継承すること等を推進する。	政策評価実施予定時期	平成26年8月
	施策目標		測定指標	基準(値)		(%2)	目標(値)				測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の	殳定の根拠
						基準年度			目標年度				
るた	一般戦災死没者の追悼に資す うため、一般戦災について次 力世代に伝えていくこと 1 来場者数		戦災に関する展示会の 来場者数	1,301名	19~23年度 実績から推 計		1, 300名		25年度	戦災に関する展示会への来場は、一般戦災に関いくことにつながることから、指標として設定度の入場者数を基準として目標値を設定)。 ※ 24年度は、前年度比約2.5倍と大幅に上回る		设定(平成19~23年度の	傾向から推計した25年
	E士、戦後強制抑留者及び引 引者の労苦を継承すること		平和祈念資料の展示会 等の来場者数	54, 132名		24年度	50,000名		25年度	兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の伝えるためには、多くの方々に展示会等へ来することが重要であることから、指標として設なお、平成25年度は、来場者の増減に直結ず用となり、来場者数が減少傾向になることが都		していただき、実物資料に 比重の高い広報予算額?	注触れるなどの機会を提供₹25%削減する中での運
	達成=	毛段		補正後予算額	頁(執行額) (※3)		25年度 (※3) 関連する						平成25年行政事業レ
	(開始生			23年度	24年度		当初予算額 関連する 指標				達成手段の概要等		ビュ一事業番号 (※4)
(1)	引揚者特別交付金支給事	務費	《昭和42年度)	6 百万円 (4百万円)			6百万円	_			付金の支給に関する法律に基づき うための経費。	引揚者等に対する特	0141
(2)	旧日本赤十字社救護看護	婦等	f処遇経費(昭和54年度)	220百万円 (212百万円)	200]	百万円	180百万円			戦において、戦地・事変地に派遣され、看護婦として勤務された方々に 勤務期間に応じて慰労給付金の支給又は書状の贈呈を行うための経費。		0142	
(3)	不発弾等処理交付金(昭和	∏484	年度)	45 百万円 (7百万円)	45官	5万円	57百万円	_	埋没不発弾の のみ、交付金		実施する地方公共団体より申請が ための経費	「あったものについて	0143
(4)	一般戦災死没者の慰霊事	業経	圣 費(昭和52年度)	27 百万円 (27百万円)	27官	5万円	27百万円	1			催することは、一般戦災に関する とにつながる。	国民の理解を深め、	0144
(5)	基金事業推進経費(昭和6	3年』	度)	5百万円 (4百万円)	5百	ī万円	2百万円	_	に係る評価を	審議するた	した旧独立行政法人平和祈念事業 め、総務省独立行政法人評価委員 せやその他分科会に係る事務を行	会平和祈念事業特別	0145

(6)	一般戦災総合データベース整備経費(平成15年度)	8 百万円 (2百万円)	7百万円	7百万円		一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災に関する収集した資料等をデジタル化することで散逸・風化等を防止するとともに、これらの情報をインターネットを通じて広く国民へ提供するための経費。	0146
(7)	平和祈念事業経費(平成22年度)	584百万円 (574万円)	467百万円	401百万円	2	平和祈念資料の展示会等を開催することは、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について理解を深め、広く国民にこれらの労苦を伝えることにつながる。	0147

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25-18)

政策名 ^(※1)	政策	[18: 恩給行政の推進									作成責任者名	人事・恩給局恩給企画課長 吉牟田 剛
政策の概要	恩給	請求の適切・迅速な処理、恩	給相談対応の充実等を	通じ、高齢	化した受給	者等に対するサービス	.の向上を図	図る 。	担当部局課室名	人事·恩給局恩給企画課、恩 給審查課、恩給業務課	分野【政策体系上の位 置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	高齢	かれが進んでいる恩給受給者、請	求者に対して、より一層	の行政サー	-ビスの向上	を図る。					政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策目標		測定指標	基準(値)		(※2) 基準年度	目標(値)		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
恩給請求について、未処理案 件比率の低下に努めることを 通じ、受給者等に対するサー ビスの向上を図ること	1	年度末における請求未処理 案件比率(年度末における 残件数 / 月間 平 均処 理件 数)	0.45か月分 (平成20~24年度の平均値) ²⁰		20~24年度	0. 45か月分以	下	25年度	請求未処理案件とビス向上を図るた	清求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サ- ピス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。		
相談対応の充実による恩給相 談電話混雑率の低下、相談者 の満足度の向上に努めること	2 恩給相談電話混雑率 18% (平成20~24年度の ³		平均値)	20~24年度	18%以下		25年度		られるため、サービス向上を図		、相談者の待ち時間を減らすこと 定(過去5年間の実績の平均値を	
の過度及の同社におめることを通じ、安格者等に対する サービスの向上を図ること	3	恩給相談者(来訪者)の満 足度・納得度	97% (平成20~24年度の	平均値)	20~24年度	97%以上		25年度	恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることだ きると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を として目標値を設定)。 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート			
達原(開如	戈手 £ 台年 £		補正後予算額		(%3)	(※3) 25年度 当初予算額	関連する 指標			達成手段の概要等		平成25年行政事業レビュー事業番 号 (※4)
(1) 恩給支給事業 (明治8年)			23年度 612, 069百万円 (608, 635百万円)	544, 01	9百万円	480, 259百万円	1~3	処理、恩約	音等に対するサーヒ 合相談対応の充実等	ごスの向上に寄与するため、恩緑 まを行っている。	拾請求の適切・迅速な	0148

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25一⑲)

政策名 ^(※1)	政策19:公的統計の体系的	りな整備・提供				統計局総務課長 水上 保 作成責任者名 政策統括官(統計基準担当)付統 計企画管理官 横山 均							
政策の概要	「公的統計の整備に関することで、公的統計を体系的・統計制度の企画・立案、 行う。	行された統計法(平成19年法律第53号 る基本的な計画」(以下「基本計画」 りかつ効率的に整備し、統計調査の量 基準の設定及び調整並びに社会経済 とに対応する統計情報の的確な提供を	という。)に 内・質的内容 青勢を把握す	□掲げられた施策を着実に推進 ■の向上を図る。	実現する	担当部局課室名 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 分野【政策体系上の 同民生活と完心。完全							
基本目標【達成すべき目標及 び目標設定の考え方・根拠】													
施策目標	測定指標	基準(値)	(※2) 基準年度	目標(値)	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠							
	オーダーメード集計 1 名データの提供を実 統計調査数		24年度	32統計調査以上	25年度	基本計画では、オーダーメード集計及び匿名データの提供の拡大を図ることとされており、利用者ニーズの把握や周知活動等により、各府省がこれらの対象となる統計調査の拡大を図り、また、一般の者からの申出実績が拡大することで、より一層国民に統計が有効に活用されることにつながるため指標とし							
統計を、国民全体が広く利 活用できるよう体系的・効 率的に整備し、より一層国	オーダーメード集計 2 名データの提供の申 けた件数		24年度	55件以上	25年度	て設定(平成24年度実績を基準とし、また、平成25年中に新たに匿名データの提供開始が予定されている統計調査が1調査あることを踏まえ、目標値を設定。)。							
年的に登備し、より一層国 民に有効に活用されるもの にすること	事業所・企業を対象 3 調査に関する重複是 の実施率	とする 正措置 88.3%	24年度	88. 3%以上	25年度	基本計画では、報告者負担の軽減方策を進めることとされており、審査を徹底するとともに、各府省に 働きかけを行うこと等により、事業所及び企業の調査対象の重複是正等の措置が進展することで、より							
	事業所・企業を対象 4 調査に関する履歴登 の実施率		24年度	95. 4%以上	25年度	国さがけを打りこと等により、事業所及び正案の調査対象の重複定正等の指置が進展することで、より 一層企業の負担軽減につながるため指標として設定(平成24年度実績を基準として、目標値を設定)。 							
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計 を確実に作成し、国民に提供すること	統計局所管統計調査 て、経済・社会の環 に対応した調査を確 施し、平成25年度中 が予定されている統 タを遅滞なく公表する	境変化 実に実 に公表 計デー	24年度	100%	25年度	統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定(平成24年度実績を基準として、目標値を設定(同程度))。							
	統計局所管統計調査(て主要5紙(朝日、記 毎日、日経、産経)(された記事数	^{売売、} 706₩	24年度	年間790件以上	25年度	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(平成24年度実績を基準として、目標値を設定(同程度))。							
統計情報を的確に提供する ことにより統計利用者の利	統計局所管統計調査約 7 ついて各府省の年次報 (白書)に掲載された	報告書 409件	24年度	年間410件以上	25年度	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、各府省における統計調査結果のより適切な利活用の促進 (即ち年次報告書掲載件数の増加)が見込まれることから指標として設定(平成24年度実績を基準とし て、目標値を設定(同程度))。							
便性の向上を図ること	8 「政府統計の総合系 Stat)」の統計表の利		24年度	年間2,000万件以上	25年度	統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれる ことから指標として設定(平成24年度実績を基準として、目標を設定(24年度実績以上))。							
	9 統計局ホームページ 用件数	の総利 4, 470万件	24年度	年間5,000万件以上		統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれる ことから指標として設定(平成24年度実績を基準として目標値を設定しているが、平成25年度からサイ バー攻撃対策を講じたことによる減少の可能性がある)。							

統計情報を的確に提供する ことにより統計利用者の利 便性の向上を図ること (2013年) (2013年) (2014年) (3013年)	年刊:8冊 ・日本統計年鑑(11, ・日本統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handl Japan (9月) ・PSI (ポケット統計 報(10月) ・PSI (ポケット統計 報(10月) ・社会生活統計指標 県の指標のよる た(2月) ・統計の た(2月))) pook of け情報)年 24年度 一都道府 県のすが	年刊:8冊 ・日本統計年鑑(11 ・日本統計年鑑(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handl Japan (9月) ・PSI (ポケット統計報(10月) ・社会生活統計指標県の指標の指標の名都道府た(2月) ・統計でみる市区町た(6月))) book of h情報)年 一都道府 県のすが	25年度	総合統計書を毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書 として設定。	の利用者の便に寄与するため指標	
達成手段	補正後予算額	(執行額) (※3)	(※3)	関連する 指標		達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号 (※4)	
(開始年度)	23年度	24年度	当初予算額			定		
(1) 統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)	5, 149百万円 (5, 147百万円)	5, 382百万円	5, 312百万円		るとともに	京統計調査について、毎年度確実に実施し、その調査結果を遅滞なく公表す とともに、オンライン調査の導入や結果公表の早期化など、各方面からの統		
(2) 統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)	10,036百万円 (9,553百万円)	6,865百万円	9, 348百万円	6~7	計利用二-	-ズを踏まえた統計調査の見直しや、調査環境の変化に対応した措置 いくことで統計を確実に作成し、国民に提供することに寄与する。	0150	
(3) 統計体系整備事業(昭和22年度)	10, 758百万円 (10, 464百万円)	9, 962百万円	9, 790百万円	1 ~ 4	率的・効果	予算の中で効率的かつ効果的に統計体系の整備を進めるため、より効 果的な基本計画の実施、統計データの有効活用、負担軽減の実施(重 亍政記録情報の活用)、人材育成、統計調査環境の整備などにより適 していく。	0151	
(4) 国連アジア統計研修所運営事業(昭和45年度)	253百万円 (252百万円)	238百万円	239百万円		経済及び社研修事業を でき、当ま で考え方の	アジア太平洋統計研修所は、アジア太平洋地域における開発途上国の 社会の開発に資する統計の作成能力及び研修能力を強化するために、 を実施している。総務省は、日本国政府と国際連合との間の協定に基 亥事業を支援することにより、アジア太平洋地域に我が国の統計技術 D普及を促すとともに、この貢献により国際統計の分野における我が 充計の地位を高める。	0152	
(5) 統計調査等業務の最適化事業(平成18年度)	695百万円 (688百万円)	754百万円	725百万円	8、9	直しにより	等業務について、情報通信技術の活用とこれに併せた業務や制度の見 り、行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の を国民等に提供するとともに、業務の簡素化、効率化等を図る。	0153	

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。

(総務省25-20)

表が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした											総務課長 横田 真二
											国民生活と安心・安全
					〈状況は大き〈	(変化しており	、迅速な対応	むが求められている。	このよう	政策評価実施 予定時期	平成26年8月
	測定指標	基準(値)	(%2)	目標(値)	(%3)		測定指標	票の選定理由及び目標	漂(値)(フ	k準・目標年度)の	設定の根拠
MACIEN			基準年度		目標年度		MACIE IN VERCEDIA OF INCIDENT				
全国瞬時警報システム 1 (J-ALERT) 自動起動機 の整備率		74.6% (平成25年1月15日現在)	24年度	90%以上	25年度	警報システ 制を強化す	ム(J-ALEF ることとな	RT) の自動起動機等 いい消防防災体制の	を整備す	することは、災害	『時の国民への情報伝達体
2	市町村防災行政無線 (同報系)の整備率	76.6% (平成24年3月31日現在)	24年度	整備率の向上	25年度	ることとな 村防災行政	り、消防防 無線は、各	災体制の充実強化に	こつなが	ることから、指札	票として設定。なお、市町
3	3 消防救急無線のデジタ	118消防本部	24年度	230消防本部	25年度	化に資する	ため、指標	として設定。なお、	消防救急	急無線は電波法に	基づく周波数割当計画
	ル化整備済団体数	(平成25年3月31日現在)		770消防本部	28年度	(平成24年) ている。	総務省告示第4/1号)により、平成28			5月末までにデ	ジタル化することとされ
4	消防団員数	消防団員数 874,193人 うち女性消防団員数 20,109人 うち学生消防団員数 2,335人 (平成24年4月1日現在)	24年度	消防団員数の増加 (対前年度増)	25年度	必要とする。対している。とするは、必要となる。対しているでは、必要をは、必要をは、必要をは、必要をは、必要をは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	地加用、がのお震等地団間、がのおりでをしている。というでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、	!模災害時の対応など おける総合的な防災 !比率が高くなる中、 !着して生活してにることから、指標と ることから、指標と ることからいるとこ	ど、幅広信 力の域ので 地地地設定 して、若にころ、	い分野で重要なれ とにつながること 安全確保という; コミュニティとの E。 年層を中心とした	役割を果たしており、消防 から、指標として設定。 肖防団の役割を果たしてい D結び付きが強い女性消防 ≒消防団への参加促進が重
5	自主防災組織の組織活動カバー率	77.4% (平成24年4月1日現在)	24年度	自主防災組織の組織 活動カパー率の増加 (対前年度増)	25年度		方災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進するこ 大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定				
6	消防団協力事業所表示 制度導入市町村数	926市町村 (平成24年4月1日現在)	24年度	1,000市町村	25年度	における総	合的な防災	力の強化につながり	リ、将来	的に、全ての市町	
	我る中対 社な 1 2 3 4 5	我が国にない。 は全事の は は ない は 全 を は ない ない は ない は ない は ない は ない は ない ない ない は ない は ない ない は ない	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性がある。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危影中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施・社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様のな状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と多測定指標 基準(値) 1 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 自動起動機 (平成25年 1 月15日現在) 2 市町村防災行政無線 (同報系) の整備率 (平成24年 3 月31日現在) 3 消防救急無線のデジタル化整備済団体数 (平成25年 3 月31日現在) 4 消防団員数 874, 193人うち女性消防団員数 20,109人うち学生消防団員数 2,335人(平成24年 4 月 1 日現在) 5 自主防災組織の組織活 77.4% (平成24年 4 月 1 日現在)	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、る。また、国際物等・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の中、国民の生命、身体及び財産を受害から守るため、消防防災・危機管理体制対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。 社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化なな状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させるための整備率 「全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率 「平成25年1月15日現在) 「本理25年1月15日現在) 「本理25年1月15日現在) 「本理25年3月31日現在) 「本理25年4月1日現在) 「本理25年4月1日現在) 「本理25年4月1日現在) 「本理25年5日現在) 「本理25年5日現在)「本理25年5日現在) 「本理25年5日現在)「本理25年5日現在)「本理25年5日現在)「本理25年5日現在)「本理25年5日現在)「本理25年5日現在)「本理25年5日現在)「本理25年5日現在)「本理25年5日現在)「本理25年5日、工程25年	## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が 。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている 中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・ 対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。 社会経済情勢の変化とれに伴う地域社会の変化による災害の影権の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きぐな状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。 本事体度	及が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認能と理解を向上させるための総合的な政策を受害する。	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水審等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうしたする自民の生命、身体及び財産を災害から守らため、清防防災・危機管理に対する国民の政能と理解を回したせるための社会的な政策を発動する。 社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対な状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。 別定指標 基準(値) 日標年度 日標(値) 日標年度 日標年度 日標(値) 日標年度 日標年度 日標年度 日標(値) 日標年度 日標年度 日標年度 日標年度 日標(値) 日期を設めた。 (※3) 日標年度 日標年度 日標年度 日標(値) 日期を設めた。 (※3) 日標年度 日標年度 日標(値) 日期を設めた。 (※4.6% (平成25年1月15日現在) 24年度 90%以上 25年度 日標年度 日標年度 日標年度 日標年度 日標年度 日標年度 日標年度 日標	担当動	要が国においてはら回どこでも大規模等語が発生する可能性があるとともに、実際に地震や国水事等の自然災害が頻楽している。ことに、国際情勢・社会診済情報のに等により、テロ・心能能の事故等の交易機業等数の危険性が痛まっている。こうした。対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な数策を実施する。 対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な数策を実施する。 対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な数策を実施する。 社会経済情勢の単化とこれに中治地球社会の愛にによる災害の機器を制化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を機能的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。 基準年度	#が描いおいては全国とっても大規模地震が停生する可能性が多名とともに、実際に地震や固水電等の自然災害が発泉している。また、国際情勢・社会移落情勢の意化等により、テロや危険地面薬等の大規模事態の危険性が有限をしている。こともに、現所防災不養を設めている。また、国際政策等、社会移落情勢の意化等により、テロや危険地面薬等の大規模事態の危険性が有限でしている。こともで、国際政策を、身体及対策を支援から与るため、場所防災、指防災、を機管空間・対金経済情勢の変化とてれば中地域社会の変化による災害の原物の経過条件化など、規防防災行政を取り巻く状況は大き変化しており、迅速な対応が求められている。このよう 対金経済情勢の変化とてれば中地域社会の変化による災害の原物の経過条件化など、規防防災行政を取り巻く状況は大き変化しており、迅速な対応が求められている。このよう 数型整備実施 予定時期 連挙権 基準信仰 国際の変化とてれば中が地域社会の変化による災害の原物の経過条件化など、規防防災行政を取り巻く状況は大き変化しており、迅速な対応が求められている。このよう 数型整備実施 予定時期 「国際事業」ンステム (J-ALRI) 自動起船機 (平成25年1月15日現在) 24年度 90%以上 25年度 割をシステム (J-ALRI) 自動起船機 (平成25年1月15日現在) 24年度 登備率の向上 25年度 割を対している場合に関する基本部が、の事情率の向上は、災害のの住民(同報系) の事情をの所と表しないる。ことから、具体的な数値 (中成24年3月31日現在) 24年度 230済防水部 25年度 温防放策急解のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の政策 116済成本部 25年度 温防放策急解のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の政策 170済成本部 25年度 温防液体の発酵のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の政策 170済成本部 25年度 温防波域のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の政策 170済成本部 25年度 温防波域のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の政策 170済成本部 25年度 1月防団員数 20.109人 うち変性別所の信息数 20.109人 うち変性別所の信息数 20.109人 うち変性別所の信息数 20.109人 うち変性別所の信息数 20.109人 うち変性別形成の定と 電にい分野で変要ないに対策を受けている。 25年度 1月防団員数の地域における応じたが、非常を生むにつながらこち 1月防団員数の地域が対域における応じたが、12年度 1月間関係の実施化は、10月の中心を解析が表しているが、25年度 (対域に密重なとこれが表したのであるを発力を変化的であるとのの変化をできての計算を20.00分のででである。25年度 1月防団員数の地域が対域における応じたが、12年度 1月間関係の実施化など、災害被害の対応など、現事被害があめための地域における応じため、25年度 1月間間通知の主義が対域の元素性がなど、25年度 1月間間通知のよりな必然を25年間 1月間はあるを26年間 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度

		防災拠点となる公共施	79.3%	045-5	耐震率の向上 (対前年度増)	25年度	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠 点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる
	1	設等の耐震率	(平成24年 3 月31日現在)	24年度	85%	26年度	公共施設等の耐震率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。
消防防災施設の整備促進によ り、住民生活の安心・安全を 確保すること	8	耐震性貯水槽の整備	耐震性貯水槽の整備数 94,959件	24年度	耐震性貯水槽の 整備数の増加	25年度	大規模災害や特殊災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を 促進することが重要であることから、指標として設定。
緊急消防援助隊の充実及び即 応体制の強化により、大規模	9	緊急消防援助隊の登録 隊数	4, 429隊 (平成24年 4 月 1 日現在)	24年度	4, 594隊	25年度	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることから、指標として設定。目標値については、首都直下地震等への態勢を見据え、平成21年3月に消防組織法に基づく計画に示しており、今後、政府において示される南海トラフ地震の被害想定などを受けて、消防庁としても基本計画の必要な見直しを検討。
災害時における被災地への確 実かつ迅速な部隊投入を行う こと	10	補助金及び無償使用に による緊急消防援助隊 の車両等の整備		24年度	1, 283件	25年度	大規模災害や特殊災害に備え、被災地に確実かつ迅速に部隊を投入できるよう、緊急消防援 助隊の充実及び即応体制の強化を図るため、必要な車両や資機材等の整備を図る必要がある ことから、指標として設定。
消防防災分野の研究開発の推 進により、消防防災体制の充 実強化を図ること	11	消防防災分野の研究開 発	・研究成果による知見等を踏まえた 技術基準等の改正や施策等への反映 件数(法令改正等の件数) 16件 ・消防庁長官調査及び消防機関の原 因調査への技術支援の実施件数 116件 ・他の研究機関への技術協力件数 28件	24年度	・研究成また技等の成果た技等の改正また技等の改正を対した政策を対して、 一切の技術を関係を対して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	25年度	災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。
消防庁危機管理機能の充実・確保により、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上を図ること	12	消防庁危機管理機能の充実・確保	消防庁及び消防庁と地方公共団体と が連携して実施した訓練の実施回数 37件	24年度	消防庁及び消防庁と地 方公共団体とが連携し て実施した訓練の実施	25年度	代替拠点を含む消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防 機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。
消防庁所管情報システムの最適化により、運用・保守経費の効率化や、必要なシステムの機能強化・高度ともに、大規模災害時にもともに、大規模災害時の強化を図表よう耐災害性の強化を図ること	13	消防庁所管情報システ ムの最適化	〇運用・保守経費の削減 ・運用・保守経費経費の削減額 65,124千円 ・平成19年度の運用・保守経費に対 する削減 40% 〇サーバー等の二重化による耐災害 性の強化 ・災害時も含めた稼働率 100%	24年度	〇運用・保守経費の削減・削減額の増加・削減率の向上 〇更新に際し必要に応じたシスケムの機能強化・高度化の実施 〇サーバ災害時も含めた稼働 率 100%	25年度	消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図る。また、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ることが重要であることから、指標として設定。

	14	消防の広域化の推進状 況	全国の消防本部数 784本部 小規模消防本部数 472本部 (平成25年3月31日現在)	24年度	全国の消防本部数の減 少(対前年度減) 小規模消防本部数の減 少(対前年度減)	25年度	小規模消防本部(管轄人口が10万人未満の消防本部)においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあること等が指摘されているため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。
消防・救急救命体制等の充実 強化により、消防防災・危機	15	受入医療機関の選定困 難事案の割合	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案 3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.7% 小児傷病者搬送事案 3.1% 救命教急センター等搬送事案 4.0% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案 4.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 6.8% 小児傷病的送事案 5.2% 救命教急センター等搬送事案 5.2%	24年度	救急患者受入医療 機関の選定困難事案 の割合の低下	25年度	改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定。
管理体制の強化を図ること	16	心肺機能停止傷病者へ の応急手当実施率(救 急現場において住民に より実施されたもの)	43.0% (平成23年中)	24年度	応急手当実施率の向上	25年度	応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の 実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。
	17	救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺 機能停止の時点が目撃された症例 の1ヶ月後生存率 11.4% (平成23年中)	24年度	救急搬送における 救命率の向上	25年度	救急救命体制の充実が、救命率の向上につながることから、指標として設定。
	18	国際緊急援助隊の一員である国際消防教助隊登録隊員に対する教育員に対する教育人員を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	実践戦的訓練等 4回実施	24年度	IRT連携訓練 2回 指導員講習会 1回 IRTセミナー 1回 参加人員 220名	25年度	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることから、指標として設定。3か年を1サイクルとして、1サイクルで全ての国際消防救助登録隊員(599人)を訓練・研修等に参加させることを目標として設定(平成23年度 198名、平成24年度 188名、計386名 残213名)。
	19	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除	1, 070人	24年度	住宅火災による死者数 840人以下	25年度	我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具 -体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進によ
火災予防・危険物事故防止対		⟨。)	(平成23年中)		平成27年までに平成17 年(1,220人)から半減	27年度	り、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。
策等の推進により、火災等の 災害から生命や財産を保護す ること	20	住宅用火災警報器の設 置率	77. 5% (平成24年 6 月推計設置率)	24年度	推計設置率の向上 (対前年度比)	25年度	住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
	21	防火対象物定期点検の 実施率の向上	59.0% (平成24年3月31日現在)	24年度	60%	25年度	昨今のホテル・旅館における火災等を踏まえ、防火対象物となる建物の定期点検を実施することが、防火対象物の安全性の向上につながり、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。

		22	特定違反対象物数の改 善	224件 (平成24年3月31日	1現在)	24年度	特定違反対象物数 の減少 (対前年度減)	25年度	昨今のホテル・旅館における火災等を踏まえ、法令違反対象物の是正指導体制 ことが、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、 定。	
		23	危険物施設における事 故件数	555件 (基準年度から起: 過去5年間の平均事		24年度	目標年度から起算した 過去5年間の平均事故 件数の低減	25年度	危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標と	
		24	石油コンビナート等特 別防災区域の特定事業 所の事故件数	215件 (基準年度から起: 過去5年間の平均事 (地震事故を除く。	故件数	24年度	目標年度から起算した 過去5年間の平均事故 件数(地震事故を除 く。)の低減	25年度	石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災 ず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果と 区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安 ながることから、指標として設定。	して特別防災
より、	方災施設等の災害復旧に 消防防災体制の充実強 図ること	25	消防防災施設等の災害 復旧	補助金による消防庁舎 30件	の復旧数	24年度	補助金による消防庁舎の復旧数の増加	25年度	東日本大震災による被災地方公共団体の消防防災施設及び消防防災設備の復旧する必要があることから、指標として設定。	を緊急に実施
	達成手段		補正後予算	額(執行額)	(%4)	25年度 (※4)	関連する	達成手段の概要等	平成25年 行政事業 レビュー	
	(開始年度)			23年度	24:	年度	当初予算額	指標	ZIX I NO MA V	事業番号 (※5)
(1)	Jアラート等による災害情報伝達手段の多重化・強 (1) 化に必要な経費 (平成16年度)		1, 774百万円 (1, 478百万円)	6,368百万円		3, 733百万円	1,2	弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、迅速かつ確実に住民に伝達するため、全国瞬時警報システム (Jアラート) の整備・管理・運用、防災行政無線の整備を図るとともに、各地方公共団体から住民に対して迅速かつ確実に災害情報が伝達できるよう、実証実験を通じた手引きの作成やアドバイスを行う。	0155	
(2)) 消防救急デジタル無線の整備に必要な経費 (平成23年度)		O百万円	10, 200百万円		10, 244百万円	3	大規模災害時に出動する緊急消防援助隊の活動を円滑にするため、現在アナログ方式で運用されている消防救急無線設備を平成28年5月末までにデジタル方式に移行させ、災害に強い消防通信基盤を構築する。	0156	
(3)	消防団の充実強化・安全対策の推進等地域防災力の (3) 強化に要する経費 (平成20年度)		1,115百万円 (234百万円)	1,354百万円		4, 270百万円	4~7	地域防災の中核となる消防団員の確保及び消防団活動への理解促進を図るとともに、少年消防クラブや自主防災組織といった民間防災組織の活動を推進する。	0157	
(4)	(4) 消防防災施設の整備促進に必要な経費 (昭和28年度)		1, 449百万円 (1, 408百万円)	848百万円		6,134百万円	8	地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民 生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設のうち、特に重要なもの (耐震性貯水槽等)について、整備を図る。	0158	
(5)	緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化に必要な (5) 経費 (平成16年度)		11, 397百万円 (7, 984百万円)	13, 541百万円		10, 131百万円	9、10	大規模災害や特殊災害において、緊急消防援助隊の即応体制を確保するため、国の策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、国庫補助等により必要な車両資機材等の整備 促進を図る。	0159	

(6)	消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成23年度)	573百万円 (487百万円)	723百万円	1, 335百万円	11	1)以下を主なテーマとする研究開発を行う。 ①消防活動の安全確保 ②危険性物質と危険物施設の安全性向上 ③大規模災害時の消防力強化のための情報技術 ④多様化する火災に対する安全確保 2)国民、消防機関、他の研究機関等に対してその成果を発信し、普及を図る。 3)研究成果による知見等を踏まえ、新たな技術を用いた設備や素材等の危険性の把握や安全対策について検討し、技術基準等の改正や施策等へ反映する。 4)火災・危険物流出事故等の原因究明のための現地調査を実施するとともに、原因調査に必要な技術の高度化を図る。 なお、平成25年度以降は、南海トラフの巨大地震や首都直下地震の逼迫性等を踏まえた政策的要請や現場の消防機関からの要望、今般策定された「科学技術イノベーション総合戦局、や「IT戦略」盤災害への対応力強に発生した長崎県ガループ・対抗等のエネルギー・正業基盤災害への対応力強に領域では、災害対応ロボット技術等のエネルギー・平成25年2月に発生した長崎県グループホーム火災に対する消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官調査結果の分析及び原因調査技術の高度化に係る研究開発を含め、研究計画に基づいた着実な研究開発を行う。	0161
(7)	消防庁危機管理機能の充実・確保に必要な経費 (平成20年度)	1, 571百万円 (1, 481百万円)	750百万円	1, 104百万円	12	消防庁の危機管理機能及び消防庁と消防機関とが連携した災害対応能力の充実強化を図るため、地方公共団体と連携した訓練の実施のほか、各種設備の整備等を実施する。	0163
(8)	消防庁所管情報システムの最適化に要する経費 (平成19年度)	266百万円 (263百万円)	253百万円	239百万円	13	消防防災業務の業務・システムについて効果的・効率的にその役割を果たすため、消防庁における最適化の基本理念として①業務プロセスの効率化・合理化、②システムの一元化・合理化、③情報システムにかかる全庁的な管理・統制、以上3つの事項を掲げ、経費削減及び業務処理時間短縮といった効果を図る。	0164
(9)	消防・救急救命体制等の充実強化に必要な経費 (平成20年度)	429百万円 (292百万円)	469百万円	264百万円	14~18	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、 ①災害の多様化等に的確に対応するため消防の広域化を推進等 ②平成24年には過去最多の約580万件となった救急出動件数を踏まえ、救急業 務の在り方全般について研究・検討し、救急業務の更なる高度化を推進等 ③複雑かつ高度化する消防救助事案に対応し、救助技術の高度化を推進する とともに、国際消防救助隊を適切かつ迅速に派遣できる体制の整備等 ④消防職・団員への高度な教育訓練の推進による消防防災体制の整備等を推 進 することなどにより、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防 防災・危機管理に対する国民の理解の向上を図る。	0165
(10)	火災予防・危険物事故防止対策等の推進に必要な経 費 (平成20年度)	163百万円 (109百万円)	482百万円	186百万円	19~24	国民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、住宅用火災警報器の設置対策等を進め住宅防火安全度の向上を図るとともに、違反是正支援アドバイザー制度等の実施により効率的かつ効果的な違反是正体制の充実強化による防火対象物の消防法違反の是正等を推進する。また、危険物施設等における火災・流出事故等による被害を軽減するため、危険物施設等に係る事故情報の把握、事故防止アクションプランの策定、業種を超えた事故情報の共振、事故防止アクションプランの策定、業種を超えた事故情報の共有等を行うことにより、危険物事故防止に関し国民への普及啓発及び消防機関への助言を行うとともに、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等のための総合的な施策の推進を図る。	0167
(11)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (平成23年度)	3,579百万円 (3,287百万円)	22,877百万円	5, 908百万円	25	東日本大震災において、被災した地方公共団体における、消防防災施設及び 消防防災設備の復旧を緊急に実施する。	0168

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

^{※2} 基準(値)又は実績(値)を記載。

^{※3} 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

^{※4} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※5} 本事前分析表公表後(平成25年6月28日公表)、平成25年行政事業レビュー事業番号に変更が生じたため、当該欄を修正した(平成25年8月30日修正)。